

長野大学紀要

第38卷第3号 (通巻第138号)

長野大学

2017年3月

長野大学紀要

第38卷第3号 (通巻第138号)

長野大学

2017年3月

目 次

<論 文>

肢体不自由養護学校における在籍児童生徒の障害の実態

—1964年から1979年にかけて—

.....丹野 傑 史..... 1

社会事業は教育とどのように関わったのか

—先行研究にみる教化と社会教育—

.....野 口 友紀子..... 9

日本近代農業史における民間農法・有機農業の位置づけをめぐる諸問題 (2)

—黒澤浄の事例を中心に—

.....古 田 睦 美・下 里 俊 行..... 21

<研究ノート>

認知症に関する知識の普及・啓発の促進に資する基礎的研究

—介護従事者および社会福祉学部学生における

普及・啓発にかかわる諸活動への認知・接触状況について—

.....萱 津 公 子・遠 藤 忠..... 31

高速交通網整備による佐久平地域の地域活性化に関する一考察

.....藤 本 理 弘..... 39

肢体不自由養護学校における在籍児童生徒の障害の実態 —1964年から1979年にかけて—

Actual Conditions and Changes of Pupils at Special Schools for Children with Physical Disabilities from 1964 to 1979

丹野 傑 史*

Takahito TANNO

I. 問題の所在と目的

肢体不自由教育において、在籍児童生徒の障害の重度・重複化が問題となってきたのは1960年代後半(昭和40年代)からだと言われている。文部省(1978)は、この背景について、従来の肢体不自由教育の対象であった、脊髄性小児まひ(ポリオ)や結核性骨関節疾患の児童生徒が予防医療の発達により激減し、脳性まひの割合が増えたことを指摘している。運動障害を主訴とするポリオや結核性骨関節疾患に対して、脳性まひは運動障害に加えて、知的障害(当時は精神薄弱)、てんかん、聴覚障害、行動障害等様々な障害を伴うためである。

一方で、小山・小倉(2009)は全国肢体不自由養護学校長会の行った調査を元に、1960年代以前より脳性まひが肢体不自由教育の主要な対象起因疾患であったことを明らかにしている。丹野・安藤(2012)も、1963年(昭和38)年以前の肢体不自由養護学校において、学校によっては脳性まひ児が大半を占めていること、学校間での差が大きいことを明らかにしている。すなわち、脳性まひ児の増加＝在籍児童生徒の障害の重度・重複化という単純な構図ではないことが推察される。

肢体不自由教育においては、在籍児童生徒の障害の重度・重複化は常に大きな課題の1つとしてあげられてきた。特に、昭和40年代の脳性まひ児の増加は、知能指数等の問題にとどまらず、状態増の変化も大

きく、教育方法にも大きな変化をもたらしたと考えられる。

一方で、常に在籍児童生徒の障害の重度・重複化が課題であったこともあり、過去の実践の検証や積み重ねが十分に行われてこなかった実情もある。例えば、一宮(1979)は養護・訓練の指導と、日本で最初の肢体不自由児学校である東京市立光明学校で行われていた「治療」の間には理念の共通性が見られることを指摘しているが、丹野・安藤(2014)は光明学校における戦後の実践を検討する中で、児童生徒の実態の変容や組織構成の変化等の要因から、個々の教員の実践レベルでの引継にとどまり、組織として引き継がれてはいなかったことを明らかにしている。すなわち、肢体不自由教育における教育実践の積み重ねを検討する上で、その土台となる児童生徒の実態を把握することが重要だと考えられる。

本稿では、全国調査および各学校の実態を元に肢体不自由養護学校小学部在籍児童の起因疾患の推移を明らかにした上で、ADLや知能指数についても検討することで、重度・重複化の様相について検討することを目的とした。

II. 研究の方法

1. 研究の構成

本稿は2つの内容から構成した。内容の第1は、全国及び各学校の在籍児童の起因疾患の推移である。

*社会福祉学部准教授

各学校については、①学校要覧等あるいは全国肢体不自由養護学校長会（1981）に起因疾患の推移が掲載されていること、②単独型養護学校、施設併設型養護学校の両方から複数選択すること、を基準に学校を選択した。これは、肢体不自由養護学校は病院に併置しない単独型養護学校と病院に併設される施設併設型養護学校があり、医療ニーズにより両形態で在籍児童生徒の実態が異なる可能性が高いことが予想されるためである。その結果、単独型養護学校として東京都立光明養護学校（現東京都立光明特別支援学校；以下、光明）、大阪府立堺養護学校¹⁾（現大阪府立堺支援学校；以下、堺）、神戸市立友生養護学校（現神戸市立友生支援学校；以下、友生）の3校、施設併設型養護学校として愛知県立名古屋養護学校（現愛知県立名古屋特別支援学校；以下、名古屋）、青森県立八戸第一養護学校²⁾（以下、八戸第一）の2校の計5校を検討対象とした。

内容の第2は、肢体不自由養護学校の児童の障害の重度・重複化の様相を明らかにすることである。本稿では、資料の関係から全国調査および単独型養護学校の光明と友生のみを検討対象とした。

2. 検討資料および検討方法

(1) 起因疾患の推移：全国調査については、『全国肢体不自由養護学校児童生徒病類調査』を用い3年毎に集計した³⁾。なお、1973（昭和48）年のみ病類調査の結果が『全国肢体不自由養護学校児童生徒病類調査』としてまとめられていないため、全国肢体不自由養護学校長会（1981）に掲載されている結果を用いた。

各学校については、光明は学校要覧、堺は五十周年記念誌、友生は神戸市立友生養護学校（1971）、名古屋は全国肢体不自由養護学校長会（1981）から起因疾患の推移をまとめた。なお、光明については1967（昭和42）年度のみ学校要覧がなく、堺については五十周年記念誌と全国肢体不自由養護学校長会（1981）で結果に乖離が見られるため、学校が発行した五十周年記念誌を使用した。また、光明を除く3校については、資料の関係上他学部も併せた調査結果を用いた。

(2) 重度・重複化の様相：全国については、『全国特殊学校児童生徒重複障害調査』（全国養護学校長会、1964）、『全国肢体不自由養護学校病類別調査（附昭和42年度小学部第1学年入学児童の障害状態調査）』

（全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会、1967）、『昭和48年度全国肢体不自由養護学校 児童生徒身辺自立度調査』（全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会、1973）を用いた。各学校については、ADL等の変化が探ることができた光明と友生を対象とした。光明については、前項同様に学校要覧を、友生については神戸市立友生養護学校（1971）を分析資料として使用した。

なお、調査毎により調査方法や重症度の分類が異なっていた。本研究は、あくまでも変化の様相を検討することが目的のため、厳密さにはかけるが、研究者の判断で可能な限り同じカテゴリーに分類した。

3. 検討対象時期

1964（昭和39）年から1979（昭和54）年までを対象とした。開始時期については、1964（昭和39）年より校長会による病類別調査の結果が公表されていて、全国の様子を俯瞰できることが理由である。終了時期については、1979（昭和54）年より養護学校義務制が開始され、これまで就学猶予あるいは就学免除の対象となっていたより障害の重度な肢体不自由児も入学できるようになったことから、在籍児童の起因疾患が大きく変わることが予想されたためである。

Ⅲ. 肢体不自由養護学校在籍児童の起因疾患の推移

Table 1に全国の肢体不自由養護学校在籍児童の起因疾患の推移について小学部全体、小学部1年生および小学部6年生示したのものである。起因疾患については、在籍数の多い起因疾患を3つ掲載した。Table 1より、以下の2点を指摘できる。まず、第1に脳性まひ児がどの時期・学年においても最も多い起因疾患である。脳性まひ児は1970（昭和45）年まで急激に増加し、その後はほぼ一定数⁴⁾であるが、全体に占める割合については減少傾向である。実際には、1979（昭和54）年において2番目に多いのが「その他脳性まひ」であるため、養護学校全体に占める脳性まひ児の割合は、1970（昭和45）年以降ほぼ70%前後であると言える。

第2に、ポリオの激減である。1970（昭和45）年の調査までは、小学部全体で2番目に多い疾患であったが、1973（昭和48）年の調査では49名（0.6%）まで激減した。ポリオは、ポリオウイルスによって発症

し、下半身の弛緩性まひを呈する障害であり、日本では1949（昭和24）年から51（昭和26）年にかけてと1959（昭和34）年から61（昭和36）年にかけて2度にわたり大流行した（国立感染症センター，1997）。そのため、1960年代半ばまでは肢体不自由養護学校にも多く在籍していたが、1961（昭和36）年に当時のソビエト連邦よりワクチンを緊急輸入し、1963（昭和38）年からは定期予防接種が開始されたため、発症数が激減した（国立感染症センター，1997）。それを裏付けるように、1967（昭和42）年には93名（7.9%）いたポリオの小学部1年生は2年後の1969（昭和44）

年には8名（0.6%）まで激減した。

次に、Table 2に各学校の脳性まひ児の割合の推移を示した。いずれの学校においても全国同様に脳性まひ児の割合が高く、堺、友生、名古屋の3校については脳性まひ児の割合が全国よりも10%近く高かった。特に堺においては、90%近い児童生徒が脳性まひ児であり、ほぼ「脳性まひ児教育」を展開していたといえる。また、光明については、1973（昭和48）年までは脳性まひ児の割合が全国よりも高いものの、1976（昭和51）年以降は脳性まひ児の割合が全国よりも低くなっており、他の3校とは異なる推移を示し

Table 1 肢体不自由養護学校（小学部）在籍児童生徒の起因疾患の推移

年度	校数	学年	児童数	起因疾患(上位3疾患)					
				1	人数	2	人数	3	人数
1964 (S39)	49	小1	733	脳性まひ	475 (64.8)	ポリオ	99 (13.5)	先天股脱	39 (5.3)
		小6	668	脳性まひ	286 (42.8)	ポリオ	186 (27.8)	先天股脱	55 (8.2)
		小全	4,258	脳性まひ	2,378 (55.9)	ポリオ	828 (19.5)	先天股脱	252 (5.9)
1967 (S42)	68	小1	1,176	脳性まひ	815 (69.3)	ポリオ	93 (7.9)	先天股脱	40 (3.4)
		小6	1,068	脳性まひ	611 (57.2)	ポリオ	200 (18.7)	先天股脱	56 (5.2)
		小全	6,789	脳性まひ	4,115 (60.6)	ポリオ	1045 (15.4)	先天股脱	293 (4.3)
1970 (S45)	98	小1	1,370	脳性まひ	1,001 (73.1)	先天股脱	49 (3.6)	その他	47 (3.4)
		小6	1,458	脳性まひ	867 (59.5)	ポリオ	220 (15.1)	先天股脱	53 (3.6)
		小全	8,436	脳性まひ	5,594 (66.3)	ポリオ	615 (7.3)	先天股脱	308 (3.7)
1973 (S48)	110	小1	1,103	脳性まひ	817 (74.1)	その他	62 (5.6)	ペルテス病	41 (3.7)
		小6	1,344	脳性まひ	972 (72.3)	その他	57 (4.2)	先天股脱	51 (3.8)
		小全	7,919	脳性まひ	5,626 (71.0)	その他	394 (5.0)	ペルテス病	282 (3.6)
1976 (S51)	126	小1	1,314	脳性まひ	869 (66.1)	その他	120 (9.1)	ペルテス病	51 (3.9)
		小6	1,529	脳性まひ	1046 (68.4)	その他	102 (6.7)	筋ジス	63 (4.1)
		小全	8,396	脳性まひ	5,724 (68.2)	その他	652 (7.8)	ペルテス病	311 (3.7)
1979 (S54)	158	小1	1,732	脳性 小児まひ	953 (55.0)	その他 脳性まひ	240 (13.9)	その他	181 (10.5)
		小6	1,766	脳性 小児まひ	1031 (58.4)	その他 脳性まひ	178 (10.1)	その他	141 (8.0)
		小全	9,935	脳性 小児まひ	5,791 (58.3)	その他 脳性まひ	1,066 (10.7)	その他	850 (8.6)

表中の略称はポリオ：脊髄性小児まひ、先天股脱：先天性股関節脱臼。

全国肢体不自由養護学校長会（1964，1979，1981），
全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会（1967，1971，1976）より作成。

た。ただし、光明では、1975（昭和50）年より起因疾患に「精神発達遅滞（精神薄弱）」の分類を設けており、1979（昭和54）年では36名（15.7%）在籍している（東京都立光明養護学校，1979）。肢体不自由養護学校において、精神薄弱を呈する障害として最も多いのは脳性まひである。「精神発達遅滞（精神薄弱）」に分類されている児童生徒の中にも、脳性まひ（脳性小児まひ，その他脳性まひ含）が含まれている可能性は十分あり、実数についてはもう少し多い可能性もある。

一方で、全く異なる傾向であったのが八戸第一である。Table 2にあるように、脳性まひ児が半数を超えたのは1979（昭和54）年が初めてである。八戸市は1959（昭和34）年にポリオが集団発生しており（久保，1961）、八戸第一はその後遺症児のために設立された学校であった（全国肢体不自由養護学校長会，1981）。予防接種が定着して以降ポリオ児が激減したのは、全国と同様であるが、脳性まひ児は30～40%程度であった。八戸第一は、併設する肢体不自由児施設「はまなす学園」の入所児を対象とした学校であったが、当時の肢体不自由児施設は医療的ニーズが高い児童生徒が入所しており、医療ニーズが低い（完治しない）脳性まひ児は在籍がそこまで多くなかったことが背景要因として推察できる。また、この点が、同じ施設併設型であっても通学生も多く受け入れていた名古屋との脳性まひ児の割合の違いに繋がったと考えられる。

以上、5校の脳性まひ児の割合について見てきたが、丹野・安藤（2012）が指摘するように、学校間で脳

性まひ児が占める割合には大きな差があること、その状態が1979（昭和54）年でも変わらないことが確認できた。

IV. 肢体不自由養護学校在籍児童の重度・重複化の様相

Table 3-1～3-3は、1964（昭和39）、1967（昭和42）、1973（昭和48）年に校長会が実施したADLの調査結果である。1964（昭和39）年と1967（昭和42）、1973（昭和48）年では調査項目が異なるため、Tableを分けて示した。また、1967（昭和42）と1973（昭和48）年については、調査項目はほぼ一緒（1973（昭和48）年に書写の検査項目がない）であるが、障害の程度については、基準が異なっていたため、可能な限り同一カテゴリーに分類した。Table 3-1～3-3の結果からは、会話や着替えにおいては、自立の者が減り、一部解除や全介助を必要とするものの割合が増えているが、全体的には明確な障害の重度化の傾向は確認することができなかった。

一方で、光明の小学部児童のADLの推移を示したTable 4-1および4-2、友生の幼児児童生徒のADLの推移の推移を示したTable 5からは、確実に重度化している傾向がうかがえた。特に、光明では、1973（昭和48）年から1976（昭和51）年にかけて急激に重度化が進んでいる。ただし、この点については、東京都では国が1979（昭和54）年から義務制を開始するのに先だち、1974（昭和49）年度より希望者全員就学を実施している（東京都立心身障害教育学校長会，1985）。そのため、Table 4-1および4-2において1976

Table 2 学校別肢体不自由養護学校脳性まひ児の割合の推移

年 度	全 国		光 明		堺	友 生	名古屋	八戸第一
	小	小中高	小	小中高				
1964 (S39)	55.9%		86.2%	81.0%	78.3%	70.8%	75.1%	4.7%
1967 (S42)	60.6%				92.8%	74.7%	76.6%	39.4%
1970 (S45)	66.3%		86.7%	87.6%	90.3%	84.9%	74.2%	44.3%
1973 (S48)	71.0%	68.2%	78.7%	79.6%	91.5%		78.7%	35.5%
1976 (S51)	68.2%	69.1%	60.7%	66.3%	89.5%		76.4%	39.8%
1979 (S54)	58.3%	62.4%	44.6%	54.1%	87.3%		74.0%	52.7%

空白についてはデータなし。

全国肢体不自由養護学校長会（1964，1979，1981），
 全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会（1967，1971，1976），
 東京都立光明養護学校（1964，1970，1973，1976，1979），
 大阪府立堺養護学校（2006），神戸市立友生養護学校（1971）より作成

(昭和51)年以降重度化の傾向がはっきりしたと考えられる。友生については、光明より早く昭和40年代において重度化の傾向となっている。神戸市立友生養護学校(1971)によれば、1969(昭和44)年の時点で、小学部1年生の過半数が運動年齢2歳未満となっており、光明や全国と比べるとはるかに重度化が進んでいたといえる。

最後に、知能指数について検討する。知能指数の結果については、研究対象期間について継続的な資料結果は得られなかったため、断片的な推測にとどまる。1964(昭和39)年度と1967(昭和42)年度の調査結果を見ると、知能指数69以下の児童は1964(昭和39)年度の25.9%(全国養護学校長協会, 1964)から1967(昭和42)年度には37.0%(全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会, 1967)まで増加している。特に脳性まひ児に限ると、1964(昭和39)年の調査で知能指数50~75が22.6%、知能指数50未満が11.9%と脳性まひ児の場合知能指数が低い児童が多く在籍している(全国養護学校長協会, 1964)。

学校毎で見ると、光明では調査対象前の1962(昭和37)年の時点で平均の知能指数が100.3(脳性まひ児では99.6)(東京都立光明養護学校, 1962)であったが、1967(昭和42)年時点では、知能指数85以上の児童は34.6%にとどまり、42.3%が知能指数69以下となっている(全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会, 1973)。友生においても、1966(昭和41)年度から1970(昭和45)年度の5年間の小学部1年生に知能検査を行ったところ、知能指数91以上の児童が急速に減少し、精神遅滞を伴う児童が約半数に上ることを報告している(神戸市立友生養護学校, 1971)。ADLと比較すると、重度化の傾向が顕著であることがわかる。

V. 研究のまとめ

本研究の結果からは、①文部省(1978)が指摘するより早く全体的には脳性まひ児の割合が高まっていたが、学校間で在籍児童生徒の障害の実態は大きく異なること、②この時期の重度・重複化の傾向はADLよりむしろ知能指数で見られたこと、が明らか

Table 3-1 肢体不自由養護学校児童ADL(1964年)

年 度	下肢障害				上肢障害				排 泄			
	無	軽度	中度	重度	無	軽度	中度	重度	無	軽度	中度	重度
1964 (S39)	17.9	38.8	27.7	15.6	36.3	40.8	15.5	7.4	26.1	40.9	20.5	12.5

全国養護学校長協会(1964)より作成

Table 3-2 肢体不自由養護学校児童ADL(食事・排泄・下肢)

年 度	食 事			排 泄			着 替		
	自立	一部介助	全介助	自立	一部介助	全介助	自立	一部介助	全介助
1967 (S42)	57.4	27.9	14.7	42.8	35.2	22.0	44.7	34.3	11.6
1973 (S48)	55.2	36.2	8.6	54.4	26.7	18.9	44.4	41.7	13.9

1967(昭和42)年は小学部1年生のみ、1973(昭和48)年は小学部全体
全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会(1967, 1973)より作成

Table 3-3 肢体不自由養護学校児童ADL(会話・書写・移動)

年 度	会 話			書 写			移 動		
	話せる	少し話せる	話せない	書ける	大体書ける	書けない	独歩	車いす	その他
1967 (S42)	62	27.1	10.8	63.5	31.6	13.2	32.1	29.1	38.8
1973 (S48)	71.5	14.7	13.7				58.3		

空欄は調査なしまたは分類不能
1967(昭和42)年は小学部1年生のみ、1973(昭和48)年は小学部全体
全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会(1967, 1973)より作成

Table 4-1 東京都立光明養護学校小学部児童のADLの推移（食事・排泄・着替・入浴）

年 度	食 事			排 泄			着 替		
	自立	一部介助	全介助	自立	一部介助	全介助	自立	一部介助	全介助
1972 (S47)	61	18	20	37	28	35	31	35	34
1973 (S48)	63	19	18	43	25	32	31	43	26
1976 (S51)	56	20	29	31	20	48	18	31	61
1979 (S54)	34	25	41	21	12	67	16	21	63

単位は%。東京都立光明養護学校（1972, 1973, 1976, 1979）より作成

Table 4-2 東京都立光明養護学校小学部児童のADLの推移（会話・書写・移動）

年 度	会 話			書 写			移 動		
	話せる	少し話せる	話せない	書ける	大体書ける	書けない	独歩	車いす	その他
1972 (S47)	55	21	24	47	20	29	51	31	26
1973 (S48)	52	20	28	48	22	36	56	37	17
1976 (S51)	44	23	33	37	14	60	38	52	21
1979 (S54)	29	28	42	27	7	60	10	51	38

単位は%。東京都立光明養護学校（1972, 1973, 1976, 1979）より作成

Table 5 神戸市立友生養護学校幼児児童生徒のADLの推移

年 度	下肢障害				上肢障害				言語障害				知能指数		
	無	軽	中	重	無	軽	中	重	無	軽	中	重	69以下	70-90	91以上
1964 (S39)				23	35	19	28	18	44	17	23	16			
1967 (S42)	7	39	22	32	27	26	30	17	37	22	24	17	32	25	43
1970 (S45)	4	38	22	36	24	28	29	20	32	23	24	20	14	57	29

単位は%。空白箇所は資料なし。
 幼小中高の合計。
 神戸市立友生養護学校（1971）より作成

となった。①について、本研究で取り上げた5校の結果からは、実態差の違いに設置形態があげられた。病院に併設する施設併設型養護学校の方が、医療的ニーズの高低から比較的脳性まひ児が少ない傾向であることが予想される。②については、①と併せて障害種の多様さや知能指数のばらつきが、各学校の混乱や試行を生み、結果として1971（昭和46）年の学習指導要領改訂において、領域「養護・訓練」の新設や、「脳性まひ等の児童および生徒に係る各教科についての特例」の規定につながったと予想される。1971（昭和46）年の学習指導要領の改訂前後の各学校における実践について、事例的に検討を重ねていく必要がある。

本研究では、収集できた資料に限りがあること、調査毎により基準が異なることから、実態について深く考察するには至っていない。今後は、地域、学

校設置形態、主たる指導対象等を絞りながら、当時の実践がどのように行われ、どのような成果と課題を残したのか検討していく。

付記

- 1) 本研究はJSPS科研費 JP16K17467の助成を受けたものである。
- 2) 本研究を実施するにあたり、加藤忍さん（長野大学社会福祉学部1年）に研究資料の収集、入力、整理で協力を頂きました。感謝申し上げます。

註

- 1) 大阪府立堺養護学校は、1956（昭和31）年に開校しているが、開校当時は「大阪府立養護学校」と

- いう校名であり、1966（昭和41）年に「大阪府立高槻養護学校」（現大阪府立高槻支援学校）が開校したことに伴い、大阪府立堺養護学校と改称している（大阪府立堺養護学校、2006）。
- 2) 八戸第一は、2度目のポリオの大流行を受けて、1962（昭和37）年に設置された肢体不自由児施設「はまなす学園」（現青森県立はまなす医療療育センター）内に設置された「青森県立養護学校八戸分校」を母体とするとする（全国肢体不自由養護学校長会、1981）。1966（昭和41）年より「青森県立養護学校はまなす分校」に改称し、1973（昭和48）年より分校から昇格し青森県立八戸第一養護学校となった。
- 3) 同じく全国調査の結果をまとめた小倉・小山（2009）では、1964（昭和39）年～1976（昭和51）年について全国肢体不自由養護学校長会（1981）に掲載されている調査結果を、1977（昭和52）年以降、全国肢体不自由養護学校長会が刊行した「全国肢体不自由養護学校児童生徒病類調査」を用いたとなっている。本稿とは調査結果の掲載元が若干異なるが、どちらも肢体不自由養護学校長会が調査を実施しており、結果は同じだと思われる。
- 4) Table 1の結果では、微増と判断できるが、実際の年度毎の調査では、1974（昭和49）年の調査で6,034人と最も多く、1972（昭和47）年以降は5,700～6,000人である（全国肢体不自由養護学校長会、1981）。そのため、ほぼ一定という表現を用いた。
- 文献**
- 一宮俊一「「養護・訓練」の史的考察Ⅱ－肢体不自由児の場合－」『徳島大學學藝紀要 教育科學』28, 1979, pp.1-11
- 神戸市立友生養護学校『昭和45年度文部省特殊教育実験学校 重複障害（脳性マヒ）児教育研究資料第1集』文部省・兵庫県教育委員会・神戸市教育委員会, 1971
- 国立感染症センター「日本のポリオ」『病原微生物検出情報』18(1), 1997
- 小山信博・小倉靖範「肢体不自由養護学校在籍児童生徒の起因疾患の推移に関する数量的研究」『障害科学学会第1回研究報告会』2009, pp.5
- 久保全雄「日本のポリオ対策の経緯について」『生活衛生』5(5), 1961, pp.26-30
- 文部省『特殊教育百年史』東洋館出版, 1978
- 大阪府立堺養護学校『創立五十周年記念誌』ひかり工房, 2006
- 丹野傑史・安藤隆男「学習指導要領制定前の単独型肢体不自由養護学校における機能訓練－教育課程の位置づけと教科指導との関連に着目して－」『障害科学研究』36, 2012, pp.159-172
- 丹野傑史・安藤隆男「1963年の学習指導要領通達に伴う東京都立光明養護学校における「治療」から「機能訓練」への転換」『障害科学研究』38, 2014, pp.67-78
- 東京都立光明養護学校『昭和39年度 学校要覧』1964
- 東京都立光明養護学校『昭和45年度 学校要覧』1970
- 東京都立光明養護学校『昭和48年度 学校要覧』1973
- 東京都立光明養護学校『昭和51年度 学校要覧』1976
- 東京都立光明養護学校『昭和54年度 学校要覧』1979
- 東京都立心身障害教育学校長会『全員就学10年のあゆみ－東京都の心身障害教育－』1985
- 全国肢体不自由養護学校長会『全国肢体不自由養護学校病類別調査 昭和39年5月1日』1964
- 全国肢体不自由養護学校長会『昭和54年度 全国肢体不自由養護学校病因別調査 昭和39年5月1日』1979
- 全国肢体不自由養護学校長会『肢体不自由教育の発展 改訂増補版』日本肢体不自由児協会, 1981
- 全国養護学校長協会『全国特殊学校児童生徒重複障害調査 昭和39年10月1日現在』1964
- 全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会『全国肢体不自由養護学校病類別調査書（附）昭和42年度小学部第1学年入学児童の障害状態調査』1967
- 全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会『昭和45年度 全国肢体不自由養護学校病類別調査』1971
- 全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会『昭和48年度全国肢体不自由養護学校 児童生徒 身辺自立度調査』1973
- 全国養護学校長協会・全国肢体不自由養護学校長会『昭和51年度 全国肢体不自由養護学校病類別調査』1976

社会事業は教育とどのように関わったのか —先行研究にみる教化と社会教育—

How was the Social Work Connected with Education? : The Analysis on Enlightenment and Social Education in Precedent Studies

野 口 友紀子*

Yukiko NOGUCHI

1 問題の所在

かつて「教育福祉」という研究領域があった。60年代半ば以降、教育学の領域で小川利夫を中心に積み上げられてきた研究は社会福祉を考える上で重要なものであった。これは福祉と教育との間を埋めようとするものであった。

しかしながら少なくとも社会福祉学の領域では「教育福祉」が一つの分野として取り上げられることはない。現代において福祉が教育と接点を持つのは、貧困家庭の児童や障害のある児童の教育問題、あるいは学校内での児童への相談援助活動などのように児童の教育に関する課題に限定されているとわかっていいだろう。これらは切実な問題であるし、もちろん考えるべき問題である。

「教育福祉」という理論構築の潮流の中で、1970年代後半の大橋謙策は教育と社会福祉の問題は、戦前からの古くて新しい問題であると捉え、それらには『福祉教育』問題と『教育福祉』問題の二つがある」と述べた(大橋1978:206)。後者の「教育福祉」について大橋は「今日行政的には、教育行政の範疇であるとか、福祉行政の事務分掌などと分けられているが、教育における『福祉的機能』、社会福祉における『教育的機能』を考えていくと、何が社会福祉であり、何が教育なのか、必ずしも明確ではなくなってくる」とした(大橋1978:207)¹⁾。このように福祉と教育の領域には複雑な関係があるという理解の上

で教育福祉という領域やその内容が考えられていた。

本研究は、社会福祉学の領域では現在取り上げられることがなくなった教育と福祉の関係を歴史的に検討するための分析枠組みを明確にするものである。このような研究対象を設定した理由は、大正期半ばに成立したとされる社会事業と明治初期に成立した教育制度の関係性を明確にして、社会事業がその範囲を定めていく過程の一端を明らかにしたいからであり、そのための分析枠組みの抽出が必要だからである。

一般に社会事業は大正期半ばに成立したと言われる。それ以降、1938(昭和13)年の大河内一男の社会事業論を経て、戦後は1950年代を中心に社会事業と社会政策との関係が問われ続けた²⁾。これらの関係が問われたのは同時に存在する社会事業と社会政策とを区別することで社会事業の独自性や存在意義が明確になると考えられていたからであった。戦後の議論については、社会福祉事業本質論争と名付けられ、当時の社会福祉事業関連雑誌を賑わせていた³⁾。この議論の存在から、社会事業はその成立から1950年代を通して事業範囲や対象が確定しているとは考えられておらず、その本質さえもあいまいであると理解されていたと言える。

現在では社会福祉事業は社会福祉政策の具体的な対応策と考えられている。社会福祉政策は社会政策の一部であり、社会政策は社会福祉の他にも教育、

*社会福祉学部教授

保健医療、雇用、住宅などから構成されている⁴⁾。このような社会政策の構成からすると、社会政策を構成する社会福祉にはその他の構成要素である教育との違いもあるはずである。そしてその違いの説明は歴史的な視点から可能であるはずだ。なぜなら、教育行政は明治初期から存在し、また福祉行政は社会事業という名称で大正半ばから存在しているからである。

2 研究の視点

今回、教育に着目するのは社会政策を構成するもののひとつとして社会福祉と並列的に存在する教育と社会福祉との違いを歴史的に検討することで、社会福祉(社会事業)の内容の形成過程を明らかにできるからである。従来社会政策との関係からの分析に重点が置かれてきたことに対して、教育の分野に焦点を当てる。中でも社会教育との関係から分析を行うことで、事業範囲や対象が確定していない社会事業成立期の社会事業を従来とは異なる側面から描くことができる⁵⁾。

先行研究を検討するにあたって、社会教育と教化に着目する。その理由は以下のとおり2つある。問題の所在で示したように、教育学の領域では教育と福祉を接続する教育福祉の理論をつくる流れがあった。教育福祉について海老原治善は(1)児童福祉施設生活者の学習権保障、(2)貧困・被差別諸階層の子どもの学校教育保障、(3)すべての子ども・青年の学校教育保障、(4)地域-学校外教育(=社会教育)の4側面

で捉えた(海老原1983:215-218)⁶⁾。(1)、(2)は福祉の領域で現代においても取り上げられる問題であり、(3)は教育の領域における学校教育の保障である。注目すべきは、(4)であり、社会教育を教育だけでなく福祉の領域にも含めようとしているところである。制度上は社会教育は教育の分野であり文部省の所掌である。1918(大正7)年には教育に関する内閣の諮問機関である臨時教育会議において「通俗教育ニ関スル答申」が決定し、文部省による社会教育の方向性が示された⁷⁾。そして通俗教育担当の部署が文部省普通学務局内に設置され、1921(大正10)年6月には通俗教育は社会教育へと改称される。行政の動向をみると社会教育に社会事業が入り込む余地はない。

しかし、池本美和子によると「社会教育に最初に注目したのは、文部省ではなく内務省地方局の官僚たちであった」という(池本1999:157)。実際に、内務官僚たちの中には社会教育に関心を持ち著作などを残した者もいた。このような社会教育に対する文部省の動向と内務官僚の関心をどのように理解すればいいのだろうか。これが社会教育を取り上げる第1の理由である。

さらに、土井洋一は福祉と教育の比較の論点を次の表のように示した。

この表で土井は、目的、対象、機能、主たる人間観、政策の歴史的な性格、行政の5つの視角から両者の論点を示した。それぞれの論点は両者の相違を踏まえたもので、論点となる部分の検討から福祉と教育の接合点を見出せると考えられる。ここで注目すべ

表1 福祉と教育の比較と論点(土井1983:328)⁸⁾

視角\領域	福祉	教育	論点
目的	生活上の必要充足 (憲法25条, 生存権)	教育価値にもとづく人間形成 (憲法26条, 教育権)	①暮らしと生き甲斐・生き方
対象	社会的弱者(国民)	国民(学習者)	②社会的弱者の位置づけ
機能	①生活条件の充足 ②自立支援・関係調整	①学習による主体形成 ②条件整備	③福祉における教育的機能, 教育における福祉的機能
主たる人間観	平等	自由	④両者の関連
政策の歴史的な性格	貧困対策と慈善主義(劣等処遇)	良民形成と教化主義(能力主義教育)	⑤マンパワー論とイデオロギー論
行政	厚生省所管	文部省所管	⑥コミュニティ行政とボランティア振興

きは、教育の領域における政策の歴史的な性格である。ここに書かれた「良民形成と教化主義」は、社会福祉の歴史においても耳慣れた言葉である。明治後半の感化救済事業の時代の社会福祉史には社会事業の目的は良民を形成することであり、そのための感化や教化が行われたことが描かれている⁹⁾。そして争点をマンパワー論とイデオロギー論としている¹⁰⁾。福祉の領域には「貧困対策と慈恵主義」とあり、福祉の歴史にはそのような側面はもちろんあるのだが、ある時期の福祉の歴史には教育の領域である「良民形成と教化主義」の側面もあった。つまり歴史的にみると福祉と教育は重なり合う部分があった。良民形成は、一般国民を対象としたものであり児童の学校教育とは異なる側面で考える必要がある。海老原の述べた地域-学校外教育(=社会教育)である。ここから福祉と教育とをつなぐ概念として教化と社会教育という2つがあると考えられる。これが教化と社会教育を取り上げる第2の理由である。

社会教育と教化に着目して、この研究では社会福祉と教育の領域ですでに明らかにされた内容を検討し、社会事業と教育との関係が従来の研究ではどのように位置付けられていたのかを明らかにする。本研究結果を踏まえて、今後は明治後期から昭和初期の社会事業と教育との関係を検討していくことになる。研究の到達目標は、教育と社会事業との関係が当時の関係者たちにどのように理解されていたのかを検討することであり、この目標に到達するために、ここでは社会事業と教育との関係を歴史的に分析した先行研究を精査して研究動向を整理する。この研究を進めることで事業範囲や対象が確定していなかった社会事業の領域の一部を明らかにすることになるだろう。

本稿は、最初に教化や感化事業の歴史的な流れと社会教育の制度上の変遷を明らかにし、次いで小川利夫と池本美和子の研究を取り上げ精査する。それを踏まえて、社会福祉の歴史研究の中に教育の領域と考えられるものをどのように位置づけることができるのかを考察する構成となっている。

3 教化事業と社会教育

3-1 「教化事業」の制度上の位置づけ

教化事業に関しては、社会事業の方向性を示す調査項目をみてみよう。1911(明治44)年発行の中央慈善協会「救済事業調査要項」では、(1)施薬救療事

業、(2)児童保護事業、(3)細民保険、(4)感化救済事業に関する統一機関、(5)養老事業、(6)不良少年感化事業、(7)不良青年矯正事業、(8)浮浪者処分事業、(9)出獄人保護事業、(10)業務紹介事業、(11)労働者移住事業、(12)低利質屋事業、(13)貧民住宅改良事業、(14)大学移殖事業、(15)精神病患者保護事業、(16)教化事業の16項目をわが国において整備を必要とする事業とおいた。このように教化事業が救済事業として位置づけられ、その詳細な項目として「子守教育」、「下婢教育」、「盲啞教育」、「白痴教育」、「通俗講話」、「通俗文庫」、「良書普及」があげられた¹¹⁾。

さらに1918(大正7)年に設置された救済事業調査会は調査事項に関して決議した内容として(1)生活状態改良事業、(2)窮民救済事業、(3)児童保護事業、(4)救済的衛生事業、(5)教化事業、(6)労働保護事業、(7)小農保護事業、(8)救済事業の助成監督、の8つの項目をあげた。ここに示された教化事業には(7)興業場の改良、(イ)盲啞及び低能教育、(ウ)出獄人保護、(エ)矯風事業、(オ)細民部落の改善、(カ)その他が含まれていた。

次に、社会行政の所掌事項をみてみよう。1920(大正9)年に設置された内務省社会局の分課規程には次のように示されている。第一課「罹災救助、窮民救助、其他賑恤救済ニ関スル事項」、「軍事救護ニ関スル事項」、「職業紹介、授産事業其他失業ノ救済防止ニ関スル事項」、「其他ノ局課ニ属セサル社会事業」、第二課「感化教育其他児童保護ニ関スル事項」、「共済組合及小資融通施設ニ関スル事項」、「民力涵養ニ関スル事項」、「社会教化事業ニ関スル事項」。これは、社会局設置前の1917(大正6)年の内務省救護課の所掌事務が「賑恤救済に関する事項」、「軍事救護に関する事項」、「道府県以下の貧院・盲啞院・瘋癲院・育児院及び感化院等の施設に関する事項」であったことから考えると、「社会教化」は新しく追加された事項となる。

『内務省史』によると、「社会教化事業ニ関スル事項」を社会局の所管としている理由は、「民力涵養ニ関スル事項」と切り離せない内容であると考えているからであるという。内務省はそれぞれの時勢に応じて何回か国民運動を企画しており、民力涵養運動はその一つであるとし、「国民生活上の困難を打開しようとする諸対策が、物的な面での施策であるのに対応して、精神的な面でこれを補い、また、国民を鼓舞激励して困難な時局を乗り切ろうとするのがそ

の意図であった」という(大霞会1971:377)。社会教化事業は民力涵養運動と同様に精神面から国民に影響を与えようとした事業であった。

ここで「感化」という言葉についても取り上げておこう。その理由は上記の内容から「感化」と「教化」は別の項目としておかれているからである。『内務省史』によると、明治初年の非行少年対策は監獄の中の懲治監を収容していたが、成人同様の扱いを改め少年には教化・訓育的な方法に改善すべきだとの考えが識者の間に始まり、民間の感化院が設立したという(大霞会1971:354)。その後1900(明治33)年に感化法が公布され、8歳以上16歳未満の不良行為をなした者、不良行為をなす恐れのある者などを感化院に入院させることが定められた。1908(明治41)年には感化法は収容年齢を18歳に引き上げ、道府県に感化院を設置しなければならないと改正された。

このような非行少年への感化という意味だけでなく、さらに広い意味を持つ感化事業が1908(明治41)年に開催された感化救済事業講習会である。これは内務省が主催したもので、山田明によると講習会の意図は感化救済事業制度の日本的展開を志向し、明治41年4月の感化法一部改正に合わせた感化事業論の普及をねらい、感化救済事業の日本的展開のねらいの思想的側面としての社会教化を打ちだし、産業奨励ならびに地方改良の視点を訴えたこと、その他に救済事業の必要性和児童保護事業の先進例の紹介にあったという(山田1985:4)。またこの思想的バックグラウンドは報徳思想であり、感化救済事業講習会の講師と報徳会のメンバーとは重なることが多かったと山田は指摘している(山田1985:24)。

この講習会の開会式での平田内務大臣の訓示では、感化事業や救済事業はただ一個人を救うだけにとどまらず、人を教え導いて国家の良民とする事業であるとし、不良少年や無職の人を教え導き有用な人間を作って自営の良民として社会の利益国民の経済を進めることを意図したものと述べている¹²⁾。同じく開会式での床次内務省地方局長の訓示においても、感化事業は人と人との接触により、不良なる性格を改造すること、救済事業とは衣食を得る途を与えるだけでなく、独立自治の精神なきものに、精神の活動を与えることであるとしている¹³⁾。

教化は明治後半には社会行政の一つと考えられており、精神面から国民に影響を与えようとした事業であった。感化については、不良少年を教え導くこ

とで矯正させることであり、不良少年だけでなく無職の人に対しても自営の良民としての教え導くことを意味していた。教え導くことと精神面で影響を与えることは良民形成という同一の目的を持ったものであった。

3-2 「社会教育」制度の変遷

社会教育という言葉は、かつては通俗教育と呼ばれていた。まずは通俗教育と社会教育という言葉について整理しよう。通俗という言葉は「学問的高度な知識内容を、一般人民誰でもが理解出来るようにやさしく書いたものという意味をもっており、啓蒙的発想からしばしば用いられた言葉である」という(大蔵1974:382)。通俗教育は1885(明治18)年12月に「学務二局外務概則中改正」(文部省達)で明示され、1886(明治19)年2月の各省官制において、学務局第三課を「師範学校小学校幼稚園及通俗教育ニ関スル事務ヲ掌ル」と規定することに始まる。この時点では通俗教育は図書館や博物館とは同系列ではなく、小学校等との関連で位置付けられていた。ただし、文部省官制に通俗教育という用語があるものの「当初においては、それが具体的に何を意味したのか明確ではない」という(久原1974:420-421)¹⁴⁾。

一方、社会教育という用語は福沢諭吉が1877(明治10)年に行った演説に「人間社会教育」という言葉と使ったのが最初の用例と言われる(松田2004:50)。その意味は「新たな近代国家の確立のために未成熟な社会をリードしていくべき中間層が、社会経験を通して生涯にわたって自己教育をしていくような教育のあり方」であった(松田2004:53)。この社会教育という用語が行政上使用されるようになったのは、1921(大正10)年4月の文部省官制の改正による。この時から通俗教育は社会教育という用語にとって変わった。

ここからどちらの用語も明治初期から存在していたことがわかる。松田によると通俗教育は範囲が定まっておらず社会教育と重なり始め、概念的に両者が区別されることなく用いられるようになった。そして1910年代に社会教育に変わって通俗教育の用語が一気に普及したことに対して、1921年に第四課の課長の乗杉嘉寿が文部省の公式用語を通俗教育から社会教育に転換させたという(松田2004:93)。

これらの具体的な内容の違いについてもう少し付け加えると、小林嘉宏によると通俗教育から社会教

育への改称について、通俗教育が「国民の日常的社会生活とは直接的には関係をもたないような国家主義イデオロギーや抽象的な道徳の教化に終始するものにすぎなかった」という。だが、「一方、社会教育は、むしろ民衆の現実の生活程度まで降りて、その地点を基準とする教育を志向するものであった」(小林1984:315)。そして社会教育として実施された生活改善運動を取り上げ、社会教育が通俗教育にはなかった発想に基づき実施されていたことを述べている。松田の述べた用語の転換に加え、小林の分析からは内容としても社会教育は新たなものであったことがわかる¹⁵⁾。

行政機構の変遷を確認しておこう。1913(大正2)年、普通学務局第三課に図書館や博物館などと並んで通俗教育が管掌事項となり、1919(大正8)年には普通学務局第四課の管掌事項として通俗教育(1921年には社会教育となる)、図書館・博物館、盲啞教育及特殊教育、青年団体、教育会が定められた。1924(大正13)年には普通学務局社会教育課が設置され、その管掌事項は図書館・博物館、青少年団体・処女会、成人教育、特殊教育、民衆娯楽改善、通俗図書認定(通俗はのちに削られる)、その他の社会教育関係、のちに追加として青年訓練所となった。

社会事業と社会教育との関係については、両者は多分に未分化であったが、「一方では社会事業における社会教化事業の重視にともない、他方における社会教化事業における思想善導および教育の機会均等のたてまえの尊重から、両者の分化と統合の必要性が積極的に自覚化されるに至った」という(小川1974:771)。また第四課が設けられた時期には、その当時の社会教育担当者の中に支配的であった「教育的救済」という考え方があったという(久原1974:811)。そしてこの教育的救済への志向は「社会的弱者の精神的救済にとどまらず、さらに進んで国家的立場からする『民力涵養運動』の政策的意図を背景としていた」と指摘されている(小川1974:773)。

3-3 教化事業と社会教育

明治末には救済事業の中に教化事業が位置づけられ、その詳細な項目には「子守教育」、「下婢教育」、「盲啞教育」などがあり、教化は社会事業の領域における教育を対象としていたことがわかる。また社会事業における教化は民力涵養と関わり、精神的な面でこれを補い、また、国民を鼓舞激励して困難な時

局を乗り切ろうとすることを意図として進められた。一方、感化については、不良少年を教え導くことで矯正させることであり、さらには不良少年に限らず、教え導くことで国民を良民とするものであった。

社会教育は大正期に入り図書館・博物館、青年団体など学校教育以外で実施される教育を指し、やがて青年教育の側面を持つようになる。社会教育は教育であるがその背景には民力涵養と関わる精神性を重視するものであり、善良な健全な国民生活の指導を推進するものであった。

このように教化事業と社会教育は精神的な教育、善良な国民の形成を意図していたことに共通点がある。

4 先行研究にみる教育と福祉

ここではこのような教化事業と社会教育との関係を分析した二人の研究者を中心に取り上げる。一人は教育の分野である小川利夫である。もう一人は社会事業史の研究者である池本美和子である。当然のことながら二人の研究の軸足は教育学と社会福祉学で異なっている。対象となる教化事業と社会教育は共通する部分があるにもかかわらず、この二人のスタンスは異なっている。

4-1 小川利夫の研究にみる教育と社会事業との関係

小川利夫の研究には2つの側面があった。教育福祉の立ち上げ、そして教育と福祉の歴史的分析である。ここでは後者を取り上げ、社会事業と教育に関する分析を行った小川利夫の議論を見てみる。小川の研究は教育学の立場から社会事業理論に教育がどのように位置づくのかを検討している¹⁶⁾。小川は「戦前日本の社会教育は、『社会事業の一分野』としての『社会教化事業』ときわめて深い関連をもって歴史的に形成されてきたもの」と捉えた(小川1994:285)。そして、当時の社会事業関係者の論考を分析して、社会事業理論には社会教育の位置づけが2つあるとした。ひとつは井上友一や留岡幸助に注目したもので『『民育』的社会教育観』(小川1962:56)に立った感化救済としての社会教育、もうひとつは社会教化としての社会教育であり、これは大正デモクラシー期に生江孝之や田子一民が述べた、いわゆる文化事業的な内容の社会教育(小川1962:62-63)を指している。小川はこれら明治末から大正期にかけての社会事業

関係者の2つの社会教育論をまとめて「社会政策的あるいは社会事業的社會教育論」と呼び、これら2つの論の共通項には社会教育を精神的救済とおいている点があることを指摘した(小川1977:100-101)¹⁷⁾。

もちろん社会教育は社会事業関係者たちだけが論じたのではない。小川は社会事業関係者たち以外の社会教育思想の系譜として文部省の社会教育行政担当者たちの社会教育論を「文部官僚的社會教育論」(小川1977:101)としており、文部省の社会教育行政に携わった第四課長の乗杉嘉寿をはじめとして江幡亀寿、松村松盛、植木政次郎たち社会教育行政担当者の著作についてもまとめている¹⁸⁾。その内容は、「そこでは共通して社会問題としての社会教育の重要性が強調されたと同時に、社会教育を『教育的救済』(社会的弱者に対する精神的救済)として積極的にとらえ、内務省流の救済制度論と区別し、さらに、第一次大戦以前の通俗教育論とも区別しようとする発想がみられる」と述べた(小川1977:101)。

ここでいう内務省流の救済制度論との区別とは、内務省流は社会教育が社会事業の中の社会教化事業の一部であることを前提としていたことに対して、文部官僚たちは社会教育を教育行政の一環として専門的に行うこと想定していた点であろう。そして、通俗教育論との区別については、小川は乗杉の論考から当時は通俗教育のような狭義の社会教育では不十分であり、対象を広くして公民育成を行うものとして社会教育を捉えていたとした(小川1977:102)。つまり、小川は社会教育を内務省流でなく通俗教育とも異なる独立した新しい形として受け止めたと言えるだろう。

小川は明治後半から大正期にかけて社会事業関係者による民育的社會教育論と文化事業的社會教育論を含んだ「社会政策的あるいは社会事業的社會教育論」が存在したことを示した。大正半ばには教育行政関係者たちによる「文部官僚的社會教育論」が登場し、それはこれまでの社会教育論とは違うものと位置づけ、内務行政から教育行政への移行と捉えていた。そして、この大正期半ばの教育関係者たちによる社会教育論はこれまでとは異なる新しい社会教育論であったという見方は松田や小林の分析とつながるものである。

4-2 池本美和子の研究にみる社会福祉史の中の教育の位置づけ

社会事業と教育に関する先行研究では、社会福祉史研究において教育に着目したものとして、池本が社会連帯思想の分析の中で言及したものがある。池本の研究は社会福祉史の立場から社会事業の成立期について地方改良との関係から分析を行っている。池本は社会連帯思想を分析し「国民統合の連帯思想は、国家による思想対策の一翼を担うという意味で社会局の社会事業から文部省の公民教育の分野にも浸透していくこととなるのである」と述べた(池本1999:154)。池本は社会連帯思想との関係から教育を述べるのだが、ここでは文部省と内務省の関係を池本がどのように書いたのかを取り出しておく。池本は内務官僚の井上友一の『救済制度要義』(1909)¹⁹⁾を取り上げ、井上が力を入れた自治教育が当時は社会改良と捉えられており、「国家の社会政策を必要としないような国民の育成＝感化」が推進されたとする(池本1999:157)²⁰⁾。

感化と地方改良について整理すると、感化救済事業という名称の使用開始が1908(明治41)年で、地方改良事業は1909(明治42)年に本格化したと言われる²¹⁾。感化救済事業は「地域の構成員として、恩賜を受けず、国家に負担をかけない『良民』すなわち一般勤労国民となることを積極的に奨励」するもので、地方改良事業は農村の自治自営を図ることを目的に「神社合併、部落有財産の統合、献金貯蓄などについて、青年団、矯風会、産業組合などの団体を要に推進していく運動」であった(池本1999:23、30)。これらの事業の関係を内務省がどのように捉えていたのかについて、池本は、感化は「自治自営の確立を図ることによって達成される」とみなし、「不良少年や貧困者への対処に留まらず、一般国民の『善導』『良化』『防貧』をも意味し、さらに直接個人に働きかけることに留まらず、都市・農村の改善振興(自治経営の確立)こそが基本であるとしている」(池本1999:32-33)。そのため井上の自治教育と感化が結びつくのである。

池本の議論はこのような国民を育成する明治後半の感化救済事業の展開が社会事業の成立の起点であるとするものであり、社会事業は「感化救済事業の持つ精神的指導あるいは教育重視の傾向を維持したまま、その後も展開されていく」という(池本1999:158)。そして社会事業の中の感化的なあり方は

「大正期半ば以降『社会問題とくに思想問題対策としての社会教育』の意義が強調されていくとともに、専ら国家への奉仕という側面を強調する形で文部省の教育関係者によって社会教育、公民教育の中に反映されて行ったのである」（池本1999:159）。

教育重視の傾向が社会事業における国民育成の方向であり、「わが国の社会教育は、地方振興策（自治心の育成）の中から育まれて行ったのであり、その教育動向を文部省が追認し、のちに文部省が全面的に介入していくことになる」と述べている（池本1999:157-158）。具体的には、内務省が主導する地方改良事業の要となる青年団の指導について、文部省では1911（明治44）年に通俗教育調査委員会を設置して国民の感化に対して注目するようになり、その後の臨時教育会議の設置以降、文部省で社会教育が本格的に取り組みられていくとした（池本1999:81-82）。

内務省と文部省との関係は、「国民の生活の一端を内務省社会局が担い、国民の思想に関しては文部省の社会教育が担うという体制が形を取り始めたといえよう。しかしながら、この所管はそれほど明瞭ではなく、後々までも社会教化という枠組みの中で、社会事業との関連が継続するのである」と述べた（池本1999:82）。

池本の分析は、社会教育の時系列的な内容の変化と所管の移動は、明治後半は内務省が地方振興を進める上で求められた自治心の育成、つまり自治教育としての感化を内容としており、大正期半ば以降は思想問題対策が中心となり内務省には社会教化が残るものの文部省に移行したとするものである。

実際の動きとして、社会教育は内務省で地方改良として実施され、のちに文部省に移っていったが、内務省において社会教育が全く排除されたわけではなく社会教化として対応していた。1919（大正8）年には文部省普通学務局内に通俗教育の担当部署である第四課が設置されていたが、一方で1920（大正9）年の内務省社会局設置の際の事務分配表には「社会教化事業」が入っていた²²⁾。

5 考察

小川の研究からをまとめよう。小川は「社会政策的あるいは社会事業的社會教育論」と「文部官僚的社會教育論」という社会教育論の系譜を描いていた。このことから小川は、ひとつには社会教育論には異なる系譜のものがあると捉えていたことが挙げられ

る。また、これらの社会教育論は論を唱えた人の所属で分けられており、内務官僚と文部官僚では社会教育論の系譜は異なっていると捉えている。もうひとつは、「文部官僚的社會教育論」は、内務省流とも通俗教育とも異なるものであることである。さらに、「社会政策的あるいは社会事業的社會教育論」には、池本と同様に井上友一の論考を取り上げていること、社会事業関係者の論考にも民育的なものと文化事業的なものに分けられることである。

次いで、池本による明治後期から昭和初期にかけての時期の分析から社会事業と社会教育との関係についていえることをまとめよう。ひとつには、明治後期の井上友一が行った地方改良における自治教育や井上の著作である『救済制度要義』に書かれた「風化」を「社会教育」と位置づけていることである。もうひとつは、感化救済事業などの具体的な実践からみると、社会教育は内務省がまず取り組み、文部省が後から介入すると捉えていることである。それは、社会教育に関わる内務省と文部省との関係は、未分化であったものが大正半ばに行政機構が整い文部省が本格的に社会教育を実践していくが、一方で内務省でも社会教化として実施しているというものであった。

両者の先行研究の整理より、社会事業と社会教育について考える場合に、幾つかの課題が見つかった。第一に、池本と小川が共通するのは、両者とも井上友一の論考を取り上げている点である。しかし、池本も小川も取り上げた井上友一の論考や実践を社会教育と捉えていいのだろうか。この問いは、井上が感化や風化と述べているものの内容と社会教育の内容があまり明確ではないところから生じている。第二に池本と小川の相違点として、内務省と文部省の所掌の捉え方がある。社会教育は実践としては内務省と文部省とが所掌が未分化と捉えるべきなのか、それとも社会教育論としては内務省と文部省の担当者たちの考え方は別の系譜と言えるくらい異なるものとして確立していたと捉えるべきなのか。この問いは、池本の分析では大正半ばまでは文部省と内務省の行う社会教育が未分化であったということと小川のいう文部官僚と社会事業家たち論考にはそれぞれ別の系譜があるという分析とでは矛盾しているように感じたことから生じたものである。さらに、「社会政策的あるいは社会事業的社會教育論」と「文部官僚的社會教育論」にはお互いに影響があったのか

全く別の系譜なのか、という疑問にもつながる。第三に、池本と小川の相違点として、社会教育行政が整備された後の社会教育に対する文部省と内務省との棲み分けへの見方がある。池本の場合は社会教育について当初は内務省が注目していたが、のちに文部省が追認しその後全面的に介入すると示されている。しかし小川の論考には社会教育が教育行政に移行した後、「社会政策的あるいは社会事業的社会教育論」の行方が明確にされていない。

そもそも「社会教育」は明治初期から通俗教育という用語とともに使用され、それが意味する中身も変化していた。井上友一の考えは重要かもしれないが、代表させてもいいのだろうか。所管による内務省と文部省の役割の線引き問題は重要かもしれないが、官制に定められた各省の所掌事項はすでに明確に線が引かれた状態である。線引き問題が生じる前の状態を小川のいう「社会政策的あるいは社会事業的社会教育論²³⁾」と「文部官僚的社会教育論」の枠組みを手掛かりとして検討できないだろうか。

これらの課題を解決するためには、特定の個人の思想に焦点を当ててではなく、「社会教育」や「通俗教育」と呼ばれるものの、明治後半から昭和初期までの時系列的な変化を分析すること、さらに教育と社会事業の両方に目配りしつつ「感化や風化」と「社会教化や社会教育」の中身の違いや入り組んだ関係を明らかにすることが必要である。それは、明治後半から昭和初期の教育や社会事業に関わる人びとの社会教育や風化などについての考えを丹念に追うことで可能となる。そのため、雑誌『斯民』²⁴⁾、『社会と教化』²⁵⁾、『帝国教育』²⁶⁾、『慈善』²⁷⁾などを使用し、そこに掲載された論文について、その期間の「社会教育」と言われていたものがどのように捉えられていたのかを分析することで、その潮流を明らかにできる²⁸⁾。

6 おわりに

社会事業は社会教育との接点を持つ。このことは実は本稿の問題の所在で取り上げた大河内による社会事業論にもみられる。大河内は社会事業と社会政策との関係を述べた中に、社会事業は、消極的な救恤的任務から社会政策を補強する生産的・産業的職能へ、さらには勤労者のための社会の文化的な生活一般の増進へと進むべき方向性があるとした（大河内1938:21-22）。そして大河内はここでいう社会の文化

的生活一般の増進のための諸施設のことを図書館、公園その他保健、衛生、教育、娯楽を中心とするものと説明した。その点で社会事業の内容を社会教育の範囲を含むものと考えていた。大河内の社会事業論は社会政策との接点だけでなく教育との接点があることを示唆していたといえる。しかし、実際には本稿でみたように社会事業と社会教育との関係が入り組んだものであり、大河内も社会事業と社会教育を区別できなかったのではないかと。

付記 本稿は日本社会福祉学会第64回大会（2016年9月11日、佛教大学）での報告「社会事業は教育とどのように関わったのか—先行研究にみる社会教育の歴史的な位置付け—」をまとめたものである。また、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金：基盤研究(C)16K04208）の研究成果の一部である。

注

- 1) ちなみに前者の「福祉教育」とは大橋によると「学校教育、社会教育、家庭教育の領域において、社会福祉とはどういうものであるかということを中心にしている」ものである（大橋1978:206）。
- 2) 例えば、大正期には桑田熊蔵や永井亨が社会事業と社会政策との関係を述べており、大河内一男の社会事業論以前にも社会事業と社会政策との関係を検討する議論はあった。ただ、社会事業史上注目されるのは、大河内一男による1938年の「わが国における社会事業の現在及び将来—社会事業と社会政策の関係を中心として—」（『社会事業』22(5)）である。
- 3) 社会福祉事業本質論争と大河内一男の社会事業論との関係については、（野口2013）に分析されている。
- 4) 社会政策と社会事業との関係という場合、社会政策と社会事業は並列関係にある。一方、社会政策の構成要素のひとつとしての社会福祉という見方の場合は両者を並列とは捉えていない。これは90年代に武川正吾が社会政策＝労働政策という両者を並列と捉える見方は「第2次大戦後の日本に独特のもの」であり、社会政策は労働

政策に限定されない一般的な見方とは異なることを批判して以降、転換している(武川1991:1)。社会政策が社会福祉をはじめとするここに記載したようなものから構成されているという理解は、例えば古川孝順が社会福祉のL字型構造で示している(古川2007:75)。

- 5) 社会事業と教育との関係については、近年では今井小の実が山口県社会事業の分析の中で虎ノ門事件が社会事業を教化へ傾斜させたことを分析し、その中で社会事業と社会教育との垣根があいまいであったことを述べた(今井2015)。本研究も社会事業と社会教育との関係について検討するものであるが、一地域からの実証ではなく、当時の社会事業関係者や社会教育関係者たちがそれぞれの領域をどのように理解していたのかを明らかにすることを目標としている。本稿はその研究目標の第一歩となるもので、社会福祉史、社会教育史における両者の関係を検討したものである。
- 6) ちなみに大橋は教育と社会福祉の問題を3つに分け、それらの論点を(1)両者の性格、対象をめぐる議論、(2)その性格づけ、行政の事務分掌、(3)その活動、実践における各分野の福祉的機能、教育的機能の問題と、そこにおける人間観の問題、とした(大橋1978:208)。
- 7) 答申には11項目あり、その内容は通俗教育に関する審議機関を文部省に設置することや通俗教育を実行するために文部省に主任官を置くことなどの行政に関するものと、出版物の取り締まり、図書館・博物館に備える図書・陳列物への注意、通俗講演会の奨励、活動写真等の取り締まり、健全な音楽の奨励、劇場寄席等の改善、学校外の体育の普及などである(文部省1972:526-527)。
なお、通俗教育に関する文部省の定義は、1911(大正2)年6月の通牒「通俗教育ニ関シ普通教育奨励費使用ノ場合準拠事項」において「通俗教育ハ学校教育ノ施設以外ニ於テ国民一般ニ対シ通俗平易ノ方法ニ依リ教育ヲ行フモノ」と示されている。
- 8) 表の中には1983年当時の省庁である厚生省、文部省と書かれているが、現行の省庁名には変更せずそのままにしている。
- 9) 吉田によると、この時期の行政関係者は「救貧→防貧→教化の図式」で救済制度を組み立てたという(吉田2004:205)。1908年の戊申詔書の内容を具体化するために地方改良運動が開始され、それを「上からの指導による地方自治の育成、さらには、それを根底から支える国家の国民＝良民づくりを意図したものであった」と述べた(菊池2014:57)。
- 10) 大橋によると社会福祉と教育の関連が問題にされる背景には2つあり、一つは「労働力再生産過程における『教育福祉』の課題」であり、貧困家庭の児童の教育の不十分さが新たな貧困を生み出す悪循環などを例に貧困と教育の関係を述べ、これをマンパワー政策としている。もう一つは教育も社会福祉も「資本主義の成立過程における社会問題の発生にともなわねばならぬ、帝国主義確立とともに国家政策の重要な支柱として位置付けられてきたこと」であり、これはイデオロギー政策としての側面を持つとする(大橋1978:211)。
- 11) この要項は中央慈善協会に設置された救済事業委員会がまとめたものであり、調査会の制度化に先立って社会事業の政策の体系化の方向性を示すものである(社会福祉調査研究会編1985)。なお、差別的表現が含まれるが、資料からの引用なのでそのままとした。
- 12) 平田内務大臣の訓示は「感化救済事業講演集上」(社会福祉調査研究会1985)より一部を要約している。
- 13) 床次内務省地方局長の訓示は「感化救済事業講演集上」(社会福祉調査研究会1985)より一部を要約している。
- 14) ただし唯一の例外として明治末の小松原文相の頃に通俗教育調査委員会が設置され、通俗教育施策が推進された、その内容は通俗講演・幻燈・活動写真・通俗図書・学校の展示などであり、醇良なる国民精神を涵養しようとしたという指摘がある(久原19974:421)。
- 15) 小林は生活改善運動が「社会教育行政によって行われる国民教化策の一種であったとしても、一般に考えられるような、国民教化＝行政当局による一方的注入教化発想では捉えきれない性質をもっていた」と結論づけている(小林1984:328)。
- 16) 他に、社会事業と社会教育との関係を井上友一、

- 小河滋次郎らの議論と活動からまとめ社会教化について分析したものに、(大橋1978:67-123)があるが、小川の研究と重なる部分が多いためここでは小川のみを取り上げる。
- 17) この系譜の名称には社会政策と社会事業が並列されており、小川はそれらの違いには配慮していないことがわかる。
- 18) 小川は社会教育思想の系譜を「社会政策的あるいは社会事業的社会教育論」と「文部官僚的社会教育論」以外にも「翻訳的社会教育論ないし成人教育論」、「科学としての社会教育論」、「社会教育批判論」として5つの系譜としている。ここではさしあたり社会事業と教育行政に関わる2つの系譜を取り上げている。
- 19) この書物は、「夫れ救貧は末にして防貧は本なり 防貧は委にして風化は源なり」(井上1909=1995:2)と述べられ、社会の風化を目的とする諸般制度の整備を記したのものとして一般に知られている。吉田はこの著書について、井上が教育そのものに着目しているわけではないとするものの、「風化的行政及法制」について、『風化』制度とは、普通教育以外における風気(ママ)の善導に関する社会的制度で、井上が挙げているのは児童救済制度・勤儉勸奨制度・庶民教化制度(社会教育)である」と言及した(吉田1974:131)。また、池田は井上の風化について訓育や勤労による独立自営の道の確立を主眼においた道徳主義的見解であったと述べた(池田1986:293)。
- 20) 『救済制度要義』の評価に「(略)著者の典型的官僚としての職責意識と実行力を介して、当時の国家財政構造における内務行政の刷新や救貧観に影響をもたらした」とされ、「本書に強調された柱でもある防貧・風化の理論が、直接的に感化法改正のインパクトとなった可能性は大であった」として、さまざまな部分で影響があったとされる(右田1995:16)。また、この本で示された『経済的救済制度』と『風化的救済制度』が、政策実現過程において、“経済と道徳の一致”をかかげて民間を用するという、パターンの構築を学ぶことができる」といわれた(右田1995:17-18)。
- 21) 池本はこの名称が1908(明治41)年2月の予算委員会です正式に国家施策として表明されたと記している。(池本1999:22)。
- 22) 教化事業に関する事務が文部省に移管されたのは1928(昭和3)年10月のことである(大霞会1971:398)。
- 23) ただし、社会政策と社会事業を同一の枠組みで捉えることに疑問はある。当時、社会政策については学会があり機関誌も発行されており、社会事業においても組織はあり機関誌があった。このことを考えると、社会政策と社会事業の各領域での社会教育論には違いがあった可能性もある。
- 24) 『斯民』は1906(明治39)年に創刊された報徳会の機関誌。井上友一は会の運営と機関誌発行の中心であった。
- 25) 『社会と教化』は文部省内社会教育研究会の責任で刊行された、わが国最初の社会教育誌と言われる(小川剛1991:7)。1921(大正10)年1月から1944(昭和19)年3月まで発行されており、1924(大正13)年より誌名が『社会教育』に変更されている。
- 26) 『帝国教育』は、大日本教育会の機関誌『大日本教育会雑誌』(明治16年11月創刊)、さらに帝国教育会に改組後は『教育公報』(明治29年11月)となったが、これが改題して1909(明治42)3月に再刊した。
- 27) 『慈善』は1891(明治24)年に7月に中央慈善協会より発行された雑誌。1917(大正6)年10月より『社会と救済』、1921(大正10)年4月より『社会事業』、1942(昭和17)年1月より『厚生問題』と誌名が変化した。
- 28) 戦前日本で刊行された教育関係雑誌は1328種以上に及ぶと言われている(小熊1991:1)。分析対象とする雑誌の選定は今後の課題である。

文献

- 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社、1986年。
池本美和子『日本における社会事業の形成』法律文化社、1999年。
井上友一『救済制度要義』博文館、1909年(復刻：『戦前期社会事業基本文献集19』日本図書センター、1995年)。
今井小の実「虎ノ門事件と山口県社会事業」、社会事

- 業史学会第43回大会報告, 2015年(愛知県立大学).
右田紀久恵「井上友一『救済制度要義』解説『戦前期社会事業基本文献集19』, 日本図書センター, 1995年, pp.1-18.
- 海老原治善「学校教育の条件整備と教育福祉問題」
佐藤進・小川利夫編『講座社会福祉9巻 関連領域と社会福祉』有斐閣, 1983年, pp.215-232.
- 大蔵隆雄「通俗教育期 通俗教育期の時代性格と構造的特質」国立教育研究所『日本近代教育百年史第七巻 社会教育 I』国立教育研究所, 1974年, pp.381-414.
- 小川利夫「わが国社会事業理論における社会教育観の系譜—その『位置付け』に関する一考察—」日本社会事業大学研究紀要『社会事業の諸問題』10, 1962年, pp.48-76.
- 小川利夫「社会教育期 社会教育期の時代性格と構造的特質」国立教育研究所『日本近代教育百年史第七巻 社会教育 I』国立教育研究所, 1974年, pp.747-786.
- 小川利夫「現代社会教育思想の生成—日本社会教育思想史序説—」小川利夫編『講座・現代社会教育 I 現代社会教育の理論』亜紀書房, 1977年, pp.25-262.
- 小川利夫『社会福祉と社会教育』1994年, 亜紀書房.
- 小川剛「解題—書誌学的考察」小川利夫監修『社会教育 別巻』大空社, 1991年, pp.5-20.
- 大橋謙策「『教育と福祉』の理念と構造」大橋謙策編『社会教育と地域福祉』全国社会福祉協議会, 1978年, pp.206-227.
- 小熊伸一「雑誌『教育学术界』解説」寺崎昌男監修『教育学术界 別巻』大空社, 1991年, pp.1-24.
- 大河内一男「我国に於ける社会事業の現在及び将来」『社会事業』社会事業研究所, 1938年, pp.2-22.
- 菊池正治「日露戦後期の感化救済事業」菊池・清水・田中・永岡・室田編『日本社会福祉の歴史 付・史料[改訂版]』ミネルヴァ書房, 2014年, pp.55-76.
- 小林嘉宏「大正期における社会教育政策の新展開—生活改善運動を中心に—」『講座 日本教育史』編集委員会編『講座日本教育史 第三巻 近代Ⅱ/近代Ⅲ』第一法規出版, 1984年, pp.308-331.
- 社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成第17巻』日本図書センター, 1985年.
- 大霞会編『内務省史第三巻』地方財務協会, 1971年.
- 武川正吾「社会政策とは何か」大山博・武川正吾編『社会政策と社会行政』法律文化社, 1991年, pp.1-14.
- 土井洋一「教育福祉研究の課題と展望」佐藤進・小川利夫編『講座社会福祉9巻 関連領域と社会福祉』有斐閣, 1983年, pp.327-331.
- 野口友紀子「社会福祉史を再考する意義—社会福祉事業本質論争と大河内の社会事業論との関係—」東京社会福祉史研究会『東京社会福祉史研究』7, 2013年, pp.55-70.
- 久原甫「通俗教育期 社会教育行政の登場」国立教育研究所『日本近代教育百年史第七巻 社会教育 I』国立教育研究所, 1974年, pp.415-518.
- 古川孝順『社会福祉原論[第2版]』誠信書房2007年.
- 松田武雄『近代日本社会教育の成立』九州大学出版会, 2004年.
- 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会, 1972年.
- 山田明「解題 (第一八・一九・二〇巻)」社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成第18巻』日本図書センター, 1985年, pp.1-28.
- 吉田久一『社会事業理論の歴史』一粒社, 1974年.
- 吉田久一『新・日本社会事業の歴史』勁草書房, 2004年.

日本近代農業史における民間農法・有機農業の位置づけをめぐる諸問題 (2) —黒澤浄の事例を中心に—

Questions about the Evaluations of Indigenous Farming Methods in the History of Japan's Modern Agriculture (2) : The Case of Kiyoshi Kurosawa

古田 睦美* 下里 俊行**
Mutsumi FURUTA・Toshiyuki SHIMOSATO

目次

はじめに

1. 日本近代農業史での民間農法の位置づけの概観
2. 1950年代前半における黒澤農法に関する言説 (以上 前号掲載)
3. 1970年代初頭の無農薬農法の全国聞き取り調査 (以下 本号掲載)
4. 農業近代化の枠外にある民間農法の再評価
おわりに

3. 1970 年代初頭の無農薬農法の全国聞き取り調査

後述するように、中島紀一によれば、黒澤式稲作法は1954年にその社会的影響力に終止符が打たれたとされる¹⁾。だが、実際には、例えば、1978年5月に黒澤は長野県の産業功労者として知事表彰されており²⁾、本論冒頭で紹介したように彼の農法は福島県の有機農家・丹野喜三郎氏によって継承されている。これらの事実だけでも、1970年代以降も黒澤浄の社会的影響力は持続ないし復活していたとみる必要があるだろう。その要因は、同時代の化学肥料・農薬多用の農業に対する否定的評価の台頭であったことは間違いない。

そこで、次に、1970年代初頭に協同組合経営研究所によって実施された無農薬農業の事例収集と其中で報告されている黒澤農法について分析する。協同組合経営研究所とは、1952年設立され1972年に改組されるまで存続し、現在はJA傘下のJC総研として存続している。この研究所は、1970～71年に「無農薬農業」の実践者たちについて調査し、その報告「無農薬農業の事例をたずねて」を『協同組合経営研究月報』（第207号、第215号）に掲載していた。この調査が発表された1971年は、協同組合経営研究所・理事長であった一楽照雄が、「有機農業研究会」の結成よびかけた年でもあった。この研究会には代表幹事として塩見友之助（元大東亜省調査課長、元農林事務次官・農業改良局長）、事務局長として築地文太郎（協同組合経営研究所・研究員）が選任されており、協同組合経営研究所と有機農業研究会とは密接な関係にあった。同研究所・理事長・一楽照雄は、同じ時期に『月報』に掲載した書評において自分の思想を次のように表明していた。すなわち、「かね儲け」主義の農業に対して、じつはそれを批判する「進歩派ないし反体制派と言われる人々の展開する理論も、やはり近代化とか企業化を根底にするのが常である」と指摘し、「経済学の眼」ではなく「総合の視

*環境ツーリズム学部教授

**上越教育大学大学院教授

野」をもったヨーロッパの農民の「主体性ある生き方」が理想であると述べている³⁾。ここには、資本主義のあり方と同時に反資本主義運動・社会主義体制の双方に共通するパラダイムとして経済的価値を一元的に重視するような「近代化」への批判意識をみることができる。また一楽の有機農業思想の背景には、田中正造の思想があったことが指摘されている⁴⁾。

先に一楽が書評した守田志郎の『農業は農業である』(1971)は、農業の近代化=資本主義化の典型とみなされていたヨーロッパの農業の実態が、当時いわれていたほど「農民層分解」や機械化・企業化の方向に向かっていないことを指摘したものであった。彼が念頭においていたのは、加用信文を典型とする農業における世界史的法則⁵⁾を信奉していた農業経済学者であったと解釈することができる。守田は、次のように賃金労働者主体の社会変革像を批判していた。「ところで私は、労働者と農民が同じような階級的な利害の上に立って闘うべきだなどという口上は、いくらくり返してもどこにも通用しないものだと思っている。農家というものはどんなに小さくても一城の主(あるじ)であり、そこに農業という工業ではえられない自然のいとなみのとり組みを成立させるときの限りない興味と可能性のすばらしさがあるのだという⁶⁾。守田は、「拒む農業」を提起し、「一つは商品に対するもの」、「他の一つは、外部からの考え方に対するもの」に対して拒絶することを農家の生産と生活を守る方法だと主張した⁷⁾。この守田の著作の意義を室田武は次のように解説している。「解説者の私見からすれば、『資本主義』という概念は、半面では経済社会の実体をとらえているのにちがいないが、他の半面では一つの虚構(フィクション)に過ぎない。地下の鉱物資源に基づいて展開される機械制の工業生産は、確かに資本主義的に営まれうるであろうが、生態系(エコシステム)の内部で営まれる農業は、利潤動機に依拠する資本主義や、国家計画に依拠する社会主義の制度になじまない。つまり、農業は農業として、それ自体、人間の一つの生活形態なのである。おそらく、このことを指して、守田は、農業は農業である、と言っているのであろう⁸⁾。こうしてみれば、一楽の「近代化」批判と有機農業の思想の背景には、同時代の二つの近代化、つまり資本主

義経済における農業の商品経済化と、国家社会主義経済における農民の賃金労働者化の双方に対する抵抗の姿勢があったことがわかるのである。

ここで、調査報告の全体像を分析する前に、研究所の研究員たちの取材にあたっての姿勢・思想を特徴づける言説を分析することで彼らの動機・思想を析出しておきたい。例えば、築地研究員は、埼玉の須賀一男氏の無肥料による「自然農法」に関する質問のなかで、「肥料をやらないというのは略奪農業になると理解してもよいのですか」とか、「土の育成力と作物の生長量との差がマイナスでは略奪になる」という見解を示したうえで、「須賀さんの農場の位置は[···]川砂が堆積した細砂土であり、[···]有機質が多いので例外的に]無肥料でもとれるのでは、と思った」と感想を述べている⁹⁾。すなわち、築地が、無肥料農法に懐疑の念をもっていたことが示されている。また、八重島研究員は、「ここ一、二年の『公害問題』ブーム¹⁰⁾について言及しており、この時代の食品汚染・公害病裁判の隆盛という状況が、無農薬農業への関心の背景にあったことを示唆している。また、平井研究員は、自然農法による玄米と比べ、多肥農薬による玄米が「異様に腐敗している実態」に「慄然」とし、「自然農業」を手がかりにして無農薬農業を「もっと民衆のものにすることが必要であろう¹¹⁾」と感想を述べている。ここには、民衆に学びつつ民衆を導くというこの時代の研究者特有の使命感が表現されているといえよう。

協同組合経営研究所の調査結果の全体像については次の表3のとおりである。

ここには、今では著名な農業者も少なくない。なお、自然農法の背景として世界救世教が少なからぬ役割を果たしていたことに注目する必要がある。すでに1953年の調査で「メシア教式」として調査対象となっていた農法である。つまり、農業近代化のモデルの枠をはみ出るような民間農法が発生した背景には、純粋に技術的な関心からだけでなく独自の世界観をもった宗教的・思想的な要因が大きく作用していた側面を確認する必要があるだろう。世界救世教とは、1935年に大本教の信者の岡田茂吉が観音の霊力による独自の信仰治療を中心として創始した新宗教のことで、肥料農法の弊害を警告して「自然農」法を提唱して、薬禍・薬害を警告しておこなった浄霊活動が当局の忌諱

表3 1970-71年の協同組合経営研究所による全国の「無農薬」農業者の調査対象一覧¹²⁾

独自農法の開始時期	圃場所	氏名	農法の自称／思想的背景	主たる生産物	調査担当者
1935年頃	長野県立科町	黒沢 浄	天然農法	米・野菜	滝沢 隆夫
1940年	広島県砂谷酪農	久保 政夫	農薬を使わない山地酪農	牛乳	八重島一政
1947年頃	愛媛県伊予市	福岡 正信	自然農法／東洋的な農法	米・柑橘	木下 泰雄
1947年	岐阜県	杉山伊登吉	自然農法	米・野菜	平井 正文
1949年	富山県	置田 俊雄	自然農法／世界救世教	米・野菜	木下 泰雄
1949年	静岡県	Tさん	自然農法	米・みかん	八重島一政
1957年	埼玉県上里村	須賀 一男	自然農法／世界救世教	米・馬鈴薯・タマネギ	築地文太郎
1959年	奈良県五条市	窪 吉永	健康農法／梁瀬義亮	米・野菜・養鶏	築地文太郎
1962年	茨城県明野町	殿塚 広一	クロレラ飼育	養豚	平井 正文
1970年	岩手県藤沢市	佐藤 一雄	クロレラ飼育／ミチューリン会	養鶏	平井 正文
1970年	長野県大町ほか	長野県農業試験場	安全栽培／農薬害排除／岡田場長	水稻	築地文太郎

に触れて弾圧を受けたという経緯がある。戦後再建されて病・貧・争は靈魂のけがれにあるとし、浄霊により真善美の調和をもたらし地上に天国を築くことを使命として活動をおこなっている宗教団体である。他方、「日本ミチューリン会」は獲得形質の遺伝を唱えたルイセンコ学説に立脚したソ連の育種家ミチューリンによるヤロビ(春化处理)農法を普及する団体として1954年に結成された。その理論的指導者・菊池謙一のもとで「下伊那ミチューリン会」による『講座新しい農業』(理論社、1954年)や日本農業生物学研究会・会誌『ミチューリン生物学研究』(1965-85年)などが刊行されてきた。またクロレラ飼育はミチューリン会の独自農法の一つとされていた。いずれにしても、1970年代初頭の調査において、黒澤浄は、広島久保政夫と並んで戦前から無農薬農業に取り組んでいた先駆的な無農薬農業の実践者として知られていたのである。

「黒澤浄さん(長野県)の場合」と題された調査報告を執筆したのは研究員の滝沢隆夫であった。吉川勇一によれば、滝沢隆夫は、東京大学経済学部在学中に自治会委員として1952年の東大ポポ

ロ事件をめぐる運動にかかわったことがあるという¹³⁾。その後、滝田は、協同組合経営研究所へて宮崎産業経営大学(1987年開学)の経営学部教授をつとめた。昭和期の農村・農協問題の専門家として、主著『都市農業と農協』(日本経済評論社1979年)で、農協・代替エネルギーに関する研究論文が多数ある。当時の滝田の思想的立場は、次の一連の言説からうかがい知ることができる。第1に、彼は、黒澤在任の立科町の心象について、「あのセメントと鉄に囲まれた、郊外に出て、ブルドザーが山の緑を剥いだ赤土の荒廃——あえて荒廃といおう、開発のために農地や林が荒廃されるのだから——を見なれた者にとっては、ほっとするような田園の風景である」と述べている¹⁴⁾。ここには農村の都市化(近代化)に対して批判的な姿勢が示されているといえる。また、黒澤浄個人についてのイメージとしては、「黒澤氏は農業というものを実践の中で求めてきた」、「氏は高邁な科学理論は知らないかもしれない」あるいは「人間の体により米はどうしたら作れるかを、80年の齢を重ねた体で知っている」、「金を溜めるといったことには、やや縁遠い」と表現している¹⁵⁾。ここ

には、民間農法の実践者についてのロマン主義的解釈を見ることが出来る。つまり19世紀初頭に、理性・理論重視の啓蒙主義への反動として生じた心情・感性・経験・歴史を重視する思想潮流と共通するメンタリティである。あるいは、都市労働者中心の理論重視のソ連型マルクス主義に対抗した、農民中心の実践重視のナロードニキ思想への関心の台頭という時代背景も考慮する必要があるだろう¹⁶⁾。第2に注目すべきは、滝沢研究員による「化学肥料」批判の論拠である。彼によれば、「化学肥料を發明した人は、おそらく、化学肥料メーカーを儲けさせようと考えたのではあるまい。[···]しかし結局は、化学資本に利用されてしまう。ここら辺に資本主義の下における学問という問題がある [···]」と主張している¹⁷⁾。ここには、明確にマルクス主義的な資本主義批判の論理といわゆる「象牙の塔＝アカデミズム」への批判の論理が表現されている。

滝沢研究員による調査方法は、直接、黒澤浄と面談したうえで、黒澤浄の日記『五十年の歩み—私の米作り—』に収録されている黒澤農法の「都々逸」の一部も転載されていることから、黒澤自身から資料提供を受けていることも明らかである。黒澤農法についての評価としては、「戦前から黒沢式農法で有名な黒沢浄氏」と紹介し、地域社会での評価についても「近くの人も先生先生と呼んでいる」あるいは「氏の家へ農協〔の職員〕に案内して貰って訪ねた」とあるように調査以前から著名であったことが伝えられている。黒澤浄の家族の動向としては、当時84歳で、妻・娘とで3反6畝の水田と2反7畝の畑で営農していたことを伝えている。また後継者は不在で、孫は東京で勤務しているということであった¹⁸⁾。

次に滝沢研究員が注目した黒澤式農法の特徴について検討したい。第1の特徴は、化学肥料農法への批判である。そして、その根底には「自然科学万能主義」への批判があり、その背景には公害問題が横たわっていた。滝沢研究員が伝えている黒澤の思想は、次のようなものであった。「現代の科学で解明された要素だけの肥料を与えればよいのか」、「科学というものは、解明すればするほどわからないものがでてくる。とくに生物学ではそうである。」とりわけ、「実験室主義」への批判は特徴的である。例えば、「人体に対する影響を調べる

となると、もう完全に、今の科学実験室の中ではお手あげの筈だ。こういった問題は、実際の中で明らかになる。カドミウムを多量に含む水の中で、生育した米を人間が食べば、「イタイタイ病」になる。こういった科学法則は実験室の中ではでてこなかったのだ。」¹⁹⁾ここで語られているのは、反科学の思想ではなく「実験室万能主義」への「科学的」批判というべき思想的態度であった。その意味で、黒澤以外の「自然農法」で語られているような全ての生き物の「共存共生」や「生命尊重」や「東洋的農法」、「健康農法」とは異質な思想性がある。具体的にいえば、「人間に役立つ科学は、実験室の中だけからはでてこない」という姿勢は、むしろ「野外科学」、「実践科学」、「総合科学」²⁰⁾といったより包括的な世界認識への志向性を内包していた。さらに「一つの植物を扱うにも、化学から生物学、医学、あるいは光としての物理学と多様な面に渡らざるをえなくなっている。それを一つの科学的観点〔諸科学の一つ分野の観点〕からだけ扱ったのでは、人間に役立つ科学にはなり得なくなってきたのである」²¹⁾というように科学の実用主義的な理解に立脚した学際的な探求の姿勢が明確に打ち出されている。この点について滝沢研究も着目しており、次のように指摘している。「氏の農法の特質は、化学肥料批判である。排撃でなく批判であるというところに着目したい [···] 化学法則から編み出された化学肥料の害悪についても目を向けている」²²⁾というように総合科学的な視点からのセクショナリズム的にタコソボ化した専門科学の現状への批判あるいは学際的アプローチが黒澤農法の根底にあった科学観である。

滝沢研究員が析出している黒澤農法の第2の特徴は、人間中心のプラグマティズムであると定義することができる。滝沢は「天然農法」の具体例をあげ、それが太陽・土・微生物を「利用した農法」である点に注目している。例えば、堆肥と化学肥料とを組み合わせる化学肥料を有効に活用する方法が探求されている。土作りにおいて微生物を重視しつつ堆肥に化学肥料を混入する黒澤農法は、原理的にいえば、無肥料の自然農法と対立するものであった。しかし、黒澤農法では、堆肥に化学肥料を入れると「一時は堆肥の微生物は殺される。しかし、間もなく微生物は繁殖して、化学肥料を食っていく、すなわち化学肥料のマイナス

要素をなくしていく」ので化学肥料の直接施肥より半分で済むという²³⁾。黒澤のプラグマティズムは、他にも、土壌の消毒のために焼土を利用する点にも表れている。彼によれば、稲の病気は土が原因であり、土の消毒として3年毎に反当たり焼土2石投入することを推奨している。また大豆の不稔に対しては根粒菌ではなく甘酒の酵母菌を投入することを推奨している²⁴⁾。したがって、黒澤農法における無農薬の根拠も「自然をうまく利用すれば、農薬を使わなくても済む」というプラグマティズムの観点に立脚していた。同じような観点にたつて子供たちからカマキリの卵を購入し畦に刺すことで二化メイ虫の駆除に役立てたり、おたまじゃくしを購入してカエルに成長させ害虫駆除に活用したり、徹底した益虫利用の姿勢をしめしており²⁵⁾、いわゆる生命尊重思想とは異質な姿勢をとっていた。同じように敷き藁による太陽光反射を利用してアブラムシを駆除する方法なども黒澤式の徹底したプラグマティズムの表れであると考えてよいだろう。

黒澤農法の第3の特徴は、労働集約的な農法である点である。黒澤によれば「普通より〔農薬と肥料を使う場合より〕2割ほど労力を多くかけています²⁶⁾、あるいは「労力がかかることがなぜいけないのかともいっている。労力をかけることによって、農薬代も肥料代も節約できている²⁷⁾という。ただし、「その点〔労力をかける点〕で機械利用を〔黒澤〕氏は否定はしていない²⁸⁾という点にも注目する必要がある。つまり、黒澤農法の労働集約主義の思想には、労力投入による生産における貨幣経済からの撤退、自給的領域の拡大という志向が根底にあったと考えてよいだろう。

他方で、この労働集約主義は、生産物の販売、商品化において投下労働のコストに見合う収入が確保されるという見通しに立脚していた。これが、黒澤農法（経営）の第4の特徴であるといえよう。黒澤の天然農法のコスト計算は次のようなものであった。米1升95円で「労力代を含めて、投下した資本は回収される」が「農薬を使わない米だというので、東京から1升180円で買いにきている」ので、農協への供出分は収量60俵のうち5俵程度で済むという²⁹⁾。つまり、無農薬という付加価値によるコスト回収という考え方である。その場合、会員組織や独自販路という仕組みではなく、高品質

という一般市場原理に立脚している点が特徴である。

黒澤農法の第5の特徴は、食材に関する思想である。現代の用語でいう「地産地消」の健康法ともいべき考え方が示されている。つまり、「人間は、その地域でできたものを食べているのが最も健康によい³⁰⁾というものであり、あるいは「生態学の考え方³¹⁾とも表現している。つまり、生態系の一環として人間の生存・健康状態があるのであるという思想である。

黒澤農法の第6の特徴は、徹底した経験主義である。黒澤は、老人の知恵を重視し、「農法については、その土地で最も適したものが、何百年にわたって形成されたものである」とか、「健康にもよく、作物に最も適した方法が、何百年間の人間の知恵の集積の結果である筈だ」と述べている³²⁾。ここには、適者生存（進化論）と適者棲み分け（今西進化論のような）とをあわせもった思想が表現されている。それは、新宗教に特徴的な生命尊重や共生思想とは異質な前提に立っているといえよう。それは、時間的経過のなかで淘汰されてきたものの価値を重視するという意味で保守主義であり、各地の篤農家の経験知の聞き取りの集大成としての黒澤の天然農法の特徴をよく表している。

第7の特徴としては、黒澤農法が黒澤浄自身の人格や思想性と不可分の関係にあることを挙げる必要がある。これは、滝沢研究員の評価として「氏自身の発明にかかわる農機具もあるが、氏は特許を取らない³³⁾」とか、「黒沢氏がけっして資本主義社会の批判者とは思われない。しかし化学肥料への批判は、氏の農法からでてきたものである³⁴⁾といった点に関わっている。

黒澤の思想性を端的に表現しているのは、滝沢研究員のレポートの末尾に収録された黒澤農法の「考え方・勘どころ」（都々逸）である。そこに貫かれている思想を整理するならば、市場経済を肯定したうえで実証的な研究、自給自足の精神、公共的利益の追求という3つの特質を析出することができる。例えば、貨幣・市場経済の肯定という面では「六円五十銭昭和の五年、今じゃお米は八千円³⁵⁾」というように米の市場価値を肯定している。ここには農業の商業化に対する根源的な批判は不在である。また実証的な研究姿勢としては、「ひまなこたつも考えようで、研究するなら農繁

期」³⁶⁾という都々逸は、信仰に基づく独自農法ではなく、自らの観察・経験・実証による農法であるという特徴をよく表現している。さらに自給自足の精神については「利息いらずの手足の資本、自給自足もおてのもの」³⁷⁾という都々逸は、労働集約型農法による生産手段の面での市場経済からの自立性の確保という姿勢をよく物語っている。つまり、生産過程においてできるだけ市場経済から自立しつつ、生産物の価値の実現の面では市場経済に依存するという立場である。その意味で、完全な自給自足ではない。最後に、黒澤農法の公共的側面については「田畑こやして増産するは、一つは身のため国のため」³⁸⁾という都々逸に示されているように、農の繁栄は私的利益とともに公共的利益に合致するという思想である。

4. 農業近代化の枠外にある民間農法の再評価

日本近代農業史研究における民間農法の再評価に取り組んだ第一人者は、中島紀一である。中島は、埼玉県出身で、東京教育大学大学院を修了し、同助手、農民教育協会「鯉淵学園」教授をへて茨城大学農学部教授になり、退職後の現在は有機農業技術会議理事長をつとめている。著書に『有機農業の技術とは何か』(2013年)などがある。中島は、1995年に「昭和戦後期における民間稲作農法の展開」(『農耕の技術と文化』第18号)を発表し、1960-70年代に刊行された農林水産省主導の「日本農業発達史」の叙述の問題性を「民間技術の軽視」にあると指摘する一方で、古島敏雄や川田信一郎の農業史研究を、1950年代に編纂された『日本農業発達史』の視点を継承するものとして位置づけたうえで、「民間の下からの主体的動きと結びついた近代化の推進」という視点をもって「民間稲作法」として長野県の萩原豊治の保温折衷法や山形県の田中正助の分施肥法に注目したことを高く評価した³⁹⁾。ちなみに、古島敏雄は、長野県飯田市出身で、東京大学農学部教授・一橋大学経済学部教授併任し、専門は日本経済史・農業史である。それにもかかわらず、中島は、古島・川田の視点が「農業近代化」すなわち、化学肥料・薬品、工業化資材・機械を活用することを重視するという意味での「近代化」を無批判に前提としている点に疑問を呈している。中島によれば「農業近代化」の

モデルが過去のものとなっていくなかで、「民間稲作農法の過去のなかに古島、川田両氏の位置づけ—いわゆる民間技術も近代化を構成する一要素として近代化過程に包摂されるという理解—からはみだし、それを越えるような動きが存在しなかったのか」という問いが浮かび上がってくる」という⁴⁰⁾。具体的にいえば、萩原式の保温が油紙やビニール材による被覆を不可欠とし、田中式の分施肥が化学肥料を前提としている以上、これらの民間農法には農業の近代的商品経済への依存志向を読み取ることができるだろう。このような「農業近代化」モデルへの民間農法の「包摂」という当時の歴史の見取り図に対して、中島独自の問題意識は、昭和戦後期の農業技術開発において「農業近代化」モデルの枠外にあった民間農法の系譜に着目することが必要だと主張するものであったといえる。その際、中島が注目したのが、寒冷地型稲作法の代表としての黒澤式稲作であり、熊本の松田式、滋賀の島本式であった。この中島の研究は、いわば「農業近代化」モデルへのオルタナティブの提示と位置づけることができる。あるいは、中島本人の後代での表現を用いるならば「有機農業」による1950年代の民間農法の掘り起こしに「呼応しようとしたもの」であったのである⁴¹⁾。

それでは、中島は黒澤浄の農法についてどのような評価を与えていたのかを次に確認しておきたい。第1に、中島は、黒澤農法の社会的影響の射程について、黒澤の著書『改良稲作法』(1948年)を「農民自身が著した近代的稲作技術書としては出色のもの」と高く評価し、その成果に関して「寒地においては成功例も多かったようだが、暖地にはなかなか適応できず、また、労働多投・技能型、自給資材活用型であったため、労働力流出と購入資材優勢の情勢下で、1950年代末には実践者を失っていった」と指摘している⁴²⁾。中島は、黒澤氏の経歴についても紹介しており、彼が1835年以降、篤農家として稲作指導をはじめ、周囲に「瑞穂会」という農事団体を組織していたこと、その後、1848年に天産自給を掲げる大本教が組織した農事研究団体「愛善みずほ会」の会長に篤農家として招聘されたものの、内部での批判を受けて1950年に会長を辞任して以降、黒澤個人を中心とした「瑞穂会」および「黒沢先生後援会」を組織化していたことを伝えている。ただし、1962年に

稲作指導に関する黒澤の記録（日誌）が途絶えたことを挙げて、「1970年代以降の晩年には無農薬無公害稲作を提唱した」とはいえ「社会的存在としての黒沢式稲作は1954年で一応のピリオドが打たれたと考えて良いようだ」と結論づけた⁴³⁾。ちなみに、中島が依拠している日誌とは、『五十年の歩み—私の米作り—』と題する黒澤浄自筆の日誌⁴⁴⁾（黒澤浄1980）のことだろう。現在、この日誌は遺族から丹野喜三郎に寄贈されている。しかし、丹野喜三郎によれば、丹野本人が1980年に黒澤氏を訪問し直接農業指導をうけたと証言している。当時、39歳だった丹野が福島県からわざわざ長野県の黒澤のもとを訪ねたのは、かねてから黒澤について耳にしていたからであったという。したがって、黒澤農法の社会的影響の射程は、従来、研究者が推測してきた以上に大きなものであったと考える必要があるだろう。

第2に、中島は、黒澤農法の実践者の衰退の原因について、黒澤の施肥法が技術的に優れたものであったにもかかわらず実践者を失った原因として2つの要因をあげている。第1に、田中式の分施肥と比べ「化学肥料主義の社会体制」に適合しなかった⁴⁵⁾という点である。しかしながら、黒澤自身も化学肥料の一部の活用を容認していたことを想起すれば、この要因についても精密な分析が必要であろう。例えば、黒澤は「化学肥料の施用法」として「化学肥料をつかうときは、必ず焼土や乾土にまぜて、一昼夜くらい発酵させてから施せというが、焼土は必ず冷えてからつかうこと。また全然湿りがなくてはハッコーしない」と述べていた⁴⁶⁾。第2に、中島は、民間農法で強調されていた「体系性や思想性」の問題性を指摘し、技術普及という点で「制約条件として働くことが少なくなかった」と総括している⁴⁷⁾。あれこれの民間農法が農業者の体系的な思想性と結びついている点について「技術」重視の観点からの否定的な評価がなされているといえるのであるが、逆に、農業実践者自身の思想性、独自の世界観抜きに「農業近代化」のオルタナティブになりうる民間農法が成立したのかと問い返すならば、はたして民間農法の思想性は「制約条件」となったのかどうか再吟味する必要がある。

その後、黒澤について言及した最新の研究論文を書いたのは原直行である。原は、高度経済成長

期以前の民間稲作法を検討する中で、川田・早川調査（1953年）、御園・川田調査（1954）などに依拠して、黒沢式稲作法についても検討している。原によれば、1940年代前半から50年代後半にかけて民間稲作法は、当時の社会経済条件、農業技術条件のもとで普及したが、それらの諸条件が高度経済成長によって失われるとともに、民間稲作法も急速に衰退したと総括している。しかし、中島紀一に言及しつつ、いったん「捨て去られた技術が別の条件によっては、その意義が見出され、再評価されることもありうる」と論じ、「技術史研究」の重要性を主張している⁴⁸⁾。

おわりに

丹野喜三郎が移住先として長野県を選んだのは偶然ではなく、氏が若い時に生前の黒澤浄氏から「天然農法」を伝授された記憶が、その動機の一つになっている。中島は、1954年に黒澤式農法の社会的影響力は失われていたとみなしたが、黒澤式は1970年代初頭に無農薬農業への社会的注目という文脈において再び脚光を浴びていたのである。しかも、黒澤式が影響力を持続させていた根拠は、その独自の技術的側面というよりもその技術的側面の根底にあった独自の世界観・思想性にあったと考えて良いだろう。1950年代には黒澤農法に対する様々な批判的な考察がなされたが、多くの場合、その農業技術の一定の合理性を認めつつも、黒澤自身の指導法については厳しい批判がなされていた。そこには、農業指導をめぐる系統機関（農林省-農業試験場）と民間篤農家とのあいだでの指導権をめぐる確執が影を落としていた。1950年代から1960年代にかけて時代の価値観が、「近代化」以前の労働集約性の重視から高度成長期に向かって労働生産性の重視へと変化する中で、黒澤農法がどのような社会的評価を受けてきたかについては、黒澤の国会での参考人証言を含め、別途、検討を要する課題である。また、黒澤が1948-1950年に会長をつとめた「愛善みずほ会」との関係の解明についても今後の重要な課題である。少なくとも大本側の認識によれば、「長野県で瑞徳会を主宰し米作りの篤農家として知られた黒沢浄と、愛善苑の農事面を担当していた出口新衛とのあいだに協力提携の話がまとまり、さらに梅村登・島本覚也・伊藤善三らの増産技術指導者の参加をえて、

食糧の増産・自給運動をかぎられた信徒間の運動でなく、全国民的運動として展開するため、あらたに愛善みずほ絵画設立されることになった⁴⁹⁾という。それゆえ、愛善みずほ会を旧大本の愛善苑と同一視することはできないが、逆に黒澤側の史料の発掘により「七十年史」での認識を検証する必要もある。また、1950年代の黒澤の動向として興味深いのは、昭和30(1955)年に黒沢浄先生後援会が発行した『瑞穂』第38-40号に小林次郎が「文民の話」を寄稿している点である⁵⁰⁾。小林次郎[1891-1967]は、長野県上水内郡高岡村(現飯縄町)出身の司法官僚で、戦前は貴族院書記官長をつとめ、戦後は新憲法下で初代参議院事務総長をつとめた。戦前戦後の高級官僚がどのように黒澤と関係をもっているのかについても今後の検討課題である。いずれにして、本論で明らかになったことは、黒澤農法の持続性は、黒澤氏の思想性と不可分の関係にあったということである。したがって、民間農法を農業技術的な側面から分析することは重要な課題であるとはいえ、農業技術そのものが広い意味での文化史の一要素であり、時代の価値観に規定されていることを考慮するならば、民間農法の総体的な歴史的評価のためには、あれこれの農法の実践者の思想性や生活実践の全体性を射程に入れて分析することが不可欠なのである。

謝辞：本論は、長野大学地域連携センターの連続講座「郷土の先達―黒澤浄を読む」の成果の一環である。本論を準備するにあたって講座の共同運営者である丹野喜三郎さん、長野大学環境ツーリズム学部の相川陽一先生に資料提供・助言の面でお世話になった。ここに記して深く感謝申し上げる。

注

- 1) 中島紀一「昭和戦後期における民間稲作農法の展開」『農耕の技術と文化』第18号、1995年、5頁。
- 2) 黒澤浄『五十年の歩み―私の米作り―』(日誌)、1980年。丹野喜三郎所蔵。
- 3) 一楽照雄「図書すいせん 守田志郎著『農業は農業である』」『協同組合経営研究月報』第215号、1971年、71頁。
- 4) 館野廣幸「有機農家からみた日本の有機農業と関係する思想家たち」『社会科学論集』(埼玉大学経済学会)第136号、2012年、63頁。
- 5) 加用信文『農法史序説』御茶の水書房、1996年、6-7頁。
- 6) 守田志郎『農業は農業である：近代化論の策略』農山漁村文化協会、1971年、272頁。
- 7) 同上、273-274頁。
- 8) 同上、280頁。
- 9) 協同組合経営研究所「無農薬農業の事例をたずねて(続)」『協同組合経営研究月報』第215号、1971年、49頁。
- 10) 同上、58頁。
- 11) 同上、70頁。
- 12) 協同組合経営研究所「無農薬農業の事例をたずねて」『協同組合経営研究月報』第207号、1970年、85-115頁、同「無農薬農業の事例をたずねて(続)」『協同組合経営研究月報』第215号、1971年、44-70頁、より筆者作成。
- 13) 吉川勇一(2005)「滝田隆夫さんの逝去(2005/05/05掲載)」吉川勇一の個人ホームページ<http://www.jca.apc.org/~yyoffice/128TakitaTakaoSeikyo.htm> 2016年6月29日アクセス
- 14) 協同組合経営研究所「無農薬農業の事例をたずねて(続)」、58頁。
- 15) 同上、60頁。
- 16) 下里俊行『「ナロードニキ」概念の再考』『ロシア史研究』第60号、1997年、5-20頁。
- 17) 協同組合経営研究所「無農薬農業の事例をたずねて(続)」、61頁。
- 18) 協同組合経営研究所「無農薬農業の事例をたずねて(続)」、59頁。
- 19) 同上。
- 20) 同上、60頁。
- 21) 同上。
- 22) 同上。
- 23) 同上、61頁。
- 24) 同上。
- 25) 同上。
- 26) 同上、59頁。
- 27) 同上、62頁。

- 28) 同上。
 29) 同上。
 30) 同上。
 31) 同上、61頁。
 32) 同上、62頁。
 33) 同上、60頁。
 34) 同上。
 35) 同上、20頁。
 36) 同上。
 37) 同上。
 38) 同上。
 39) 中島紀一「昭和戦後期における民間稲作農法の展開」、2頁。
 40) 同上、3頁。
 41) 中島紀一『野の道の農学論：『総合農学』を歩いて』筑波書房、2015年、58頁。
 42) 中島紀一「昭和戦後期における民間稲作農法の展開」、4頁。
 43) 同上、5頁。
 44) 黒澤浄『五十年の歩み—私の米作り—』（日誌）、1980年。丹野喜三郎所蔵。
 45) 中島紀一「昭和戦後期における民間稲作農法の展開」、24頁。
 46) 黒澤浄『稲作夜話』愛善みずほ會、1950年、139頁。
 47) 中島紀一「昭和戦後期における民間稲作農法の展開」、27頁。
 48) 原直行「高度経済成長期以前の稲作技術の展開と民間稲作農法」『香川大学経済論叢』第75巻第1号、2002年、180頁。
 49) 大本七十年史編纂会『大本七十年史』下巻、宗教法人大本、1964年、891頁。
 50) 国立国会図書館憲政資料室「小林次郎関係文書目録」、2011年。https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/tmp/index_kobayashijiro.pdf 2016年7月20日アクセス。
- 本)、国土社、1992年。
 大本七十年史編纂会『大本七十年史』下巻、宗教法人大本、1967年。
 小柳津勝五郎『増補改訂式倍収穫天理農法』実業之世界社、1915年。
 折戸えとな『提携』における“もろとも”の関係性に埋め込まれた『農的合理性』：霜里農場の『お札制』を事例として『環境社会学研究』第20号、2014年、133-148頁。
 加用信文『農法史序説』御茶の水書房、1996年。
 川田信一郎・早川孝太郎『稲作民間技術の種類と分布』（農業技術の普及浸透のための諸調査の内地方技術の調査研究 No.1）農業技術協会、1953年。
 木村武史「自然農法の思想：福岡正信の場合」『筑波大学地域研究』第33号、2012年、53-70頁。
 木村武史「サステイナビリティと自然農法：福岡正信の場合」『宗教研究』86巻4輯、2013年、359-360頁。
 協同組合経営研究所「無農薬農業の事例をたずねて」『協同組合経営研究月報』第207号、1970年、85-115頁。
 協同組合経営研究所「無農薬農業の事例をたずねて（続）」『協同組合経営研究月報』第215号、1971年、44-70頁。
 栗林農夫『ヤロビの谷間：下伊那のミチューリン運動』青木書店、1953年。
 黒澤浄『五十年の歩み—私の米作り—』（日誌）、1980年。丹野喜三郎所蔵。
 黒澤浄『改良稲作法』愛善みずほ會、1948年。
 黒澤浄『稲作夜話』愛善みずほ會、1950年。
 黒澤浄「参考人証言・食糧増産に関する農業技術改善について参考人より意見聴取に関する件」『第9回国会衆議院農林委員会議事録』第6号（昭和25年12月6日）、1950年。
 国立国会図書館憲政資料。2011年。「小林次郎関係文書目録」https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/tmp/index_kobayashijiro.pdf 2016年7月20日アクセス。
 近藤正「黒沢式稲作法是非」『富民』第22号第4巻、1950年、47-51頁。
 塩見友之助編『山と森：国民福祉の基盤としての』大成出版社、1973年。
 下里俊行「『ナロードニキ』概念の再考」『ロシア

参考・引用文献

- 一楽照雄「図書すいせん 守田志郎著『農業は農業である』」『協同組合経営研究月報』第215号、1971年、71頁。
 江口武正『村の五年生：農村社会科の実践』（新装

- 史研究』第60号、1997年、5-20頁。
- 舘野廣幸「有機農家からみた日本の有機農業と関係する思想家たち」『社会科学論集』（埼玉大学経済学会）第136号、2012年、61-68頁。
- 田村猛「黒沢式稲作法に対する考察」『農村』第29巻第3号、1951年、5-7頁。
- 丹野喜三郎「日本の農業を放射能から守る会 福島を離れた有機農家」『食品と暮らしの安全』第271号、2011年、8-9頁。
- 築地文太郎『農村革命』中央央論社、1964年。
- 徳永光俊「日本農学の源流・変容・再発見：心土不二の世界へ」、田中耕司編『岩波講座「帝国」日本の学知 第7巻 実学としての科学技術』岩波書店、2006年、18-59頁。
- 友田清彦「明治初期の農業結社と大日本農会の創設(1)：東洋農会と東京談農会」『農村研究』（東京農業大学農業経済学会）第102号、2006年、1-14頁。
- 中島紀一「昭和戦後期における民間稲作農法の展開」『農耕の技術と文化』第18号、1995年、1-32頁。
- 中島紀一『野の道の農学論：『「総合農学」を歩いて』筑波書房、2015年。
- 西尾敏彦「農業技術を創った人たち：昭和の技術者群像」、田中耕司編『岩波講座「帝国」日本の学知 第7巻 実学としての科学技術』岩波書店、2006年、61-97頁。
- 西村あさき『黒澤浄翁指導るばなし・いねつくり』愛善みずほ會、1949年。
- 日本有機農業研究会『有機農業ハンドブック』農山漁村文化協会、1999年。
- 原直行「高度経済成長期以前の稲作技術の展開と民間稲作農法」『香川大学経済論叢』75巻1号、2002年、141-182頁。
- 平賀明彦「戦時と農本：ある農本主義者の軌跡を辿って」『白梅学園大学・短期大学紀要』第47号、2011年、47-63頁。
- 平瀬実武「世界の有機農業の系譜とわが国当面の課題」『協働組合経営研究月報』305号、1979年、40-51頁。
- 藤原辰史『ナチス・ドイツの有機農業・新装版』柏書房、2013年。
- 藤原辰史『稲の大東亜共栄圏：帝国日本の〈緑の革命〉』吉川弘文館、2012年。
- 古田睦美「上田モデル—市民事業ネットワークによる地域づくり」『社会運動』第415号、2014年、57-60頁。
- 古島敏雄「農民的農法の完成と研究者の協力」『日本科学技術史大系 第23巻農学2』第一法規出版、1970年、329-364頁。
- 御園喜博・川田信一郎「黒沢式稲作法の特色とその普及条件」『農業経済研究』第26巻第3号、1954年、145-162頁。
- 南田正児「提携：日本有機農業運動に特徴的な生産者・消費者関係 第1部」『千葉大学園芸学部学術報告』第49号、1995年、189-199頁。
- 守田志郎『農業は農業である：近代化論の策略』農山漁村文化協会、1971年。
- 矢坂雅充「東日本大震災・福島原発事故からの復旧・復興の今(6) 福島県からの天然農法の移転：丹野喜三郎さん」『農村と都市をむすぶ』（全農林労働組合都市と農村をむすぶ編集部）第64巻11号、2014年、70-73頁。
- 保田茂「有機農業論の背景と論理(1)」『神戸大学農業経済』第13巻、1977年、1-30頁。
- 吉川勇一「滝田隆夫さんの逝去(2005/05/05掲載)」吉川勇一の個人ホームページ<http://www.jca.apc.org/~yyoffice/128TakitaTakaoSeikyo.htm> 2016年6月29日アクセス。
- 吉岡金市、松丸志摩三「黒沢式稲作法の解剖」『若い農業』第5巻第6号、1950年、13-22頁。
- ロデイル、J. I. 『有機農法：自然循環とよみがえる生命』一楽照雄訳、農山漁村文化協会、1974年。
- 和歌山章彦「有機農家、新天地耕す：福島から長野へ 土作り伝える」『日本経済新聞』2015年10月25日付朝刊。

(研究ノート)

認知症に関する知識の普及・啓発の促進に資する基礎的研究 —介護従事者および社会福祉学部学生における 普及・啓発にかかわる諸活動への認知・接触状況について—

A Preliminary Study on Promoting the Public Knowledge and Understanding of Dementia

萱津 公子* 遠藤 忠**

Kimiko KAYATSU · Tadashi ENDO

はじめに

わが国はこの半世紀において世界有数の長寿国となり、超高齢社会という状況にある。平均余命は女性87.05歳、男性80.79歳と更新を続けている（平成28年7月厚生労働省発表）。高齢者人口は1947～49年に生まれたいわゆる「団塊の世代」が65歳以上となった2015年に3,392万人となり、同じく75歳以上となる2025年には3,657万人に達し、2042年に3,878万人でピークを迎えることが予測されている（内閣府, 2016）。高齢化率については、1970年に7%、1994年に14%を超え、2015年には26.7%に達している。わが国の高齢化率の傾向は2042年以降に高齢者人口が減少に転じても上昇を続け、2060年には39.9%に達し、国民の2.5人に1人が高齢者となることが見込まれている（内閣府, 2016）。このような高齢者人口増加および高齢化率上昇が見込まれる中で、認知症高齢者数は2012年に約462万人（高齢者人口に占める割合が約15%；高齢者の約7人に1人）、さらに認知症予備軍とされる軽度認知障害（いわゆるMCI：Mild Cognitive Impairment）は同年約400万人であることが推計され（朝田, 2013）、2025年には認知症高齢

者数は約700万人（高齢者の約5人に1人）になると見込まれている。

認知症とは、正常に発達した脳の機能が持続的に低下し、認知機能が障害を受け、このために日常生活に支障をきたした状態である（長谷川, 2008）。記憶障害を主とする中核症状により、本人の体験世界において自信喪失や不安感、焦燥感といった不快な心理状態が慢性化していると考えられる。そして、本人を取り巻く状況によっては、不穏や徘徊等の行動・心理症状（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia：以下、BPSD）が生じることがあり、現状の認知症介護においては、BPSDへの対応で、家族や周囲の者が疲労困憊している例も少なくない。一般社会においては、認知症についての理解不足が認知症を発症することへの恐怖心を生み出すとともに、認知症に関連した偏見により認知症の人と家族介護者に悪影響が及んでいることが指摘されている（WHO, 2012）。一方で、本人にとって適切な住環境設定やコミュニケーション方法の工夫等により、BPSDが緩和されるという考え方が一般化されつつある（認知症介護研究研修東京セ

*社会福祉学部特任教授

**社会福祉学部准教授

ンター, 2006)。認知症の人の体験世界については、まず“認知症について正しく知る”こと、そして行動・心理症状の不可解さだけに目を奪われるのではなく、そのさまざまな言動がなぜ起こり、何を意味しているのか、そしてどのように対処すればよいのかについて着目することが重要である(加藤, 2005)。

わが国の認知症にかかわる政策課題においては、「認知症に関する正しい知識の普及・啓発の推進」が継続的に掲げられてきた。具体的には、2003年に「2015年の高齢者介護」報告書において、団塊の世代が高齢期を迎える2015年までに認知症ケアの標準化をめざすことが提言され(高齢者介護研究会, 2003)、この中で“認知症の早期発見の意義と課題”として、専門機関への円滑な受診を促すために、特に家族とかかりつけ医、さらには地域住民や介護従事者等における認知症に関する正しい知識の普及・啓発の重要性が示された。2004年には、認知症の旧名称が認知症の実態を正確に表現しているものでなく、認知症に対する誤解や偏見を生み出している用語とされ、早期発見等の取り組みの支障となっていることから、現行名称への変更がなされた(「痴呆」に替わる用語に関する検討会, 2004)。そして、認知症について正しく理解し、偏見を持たずに認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成することを意図して、2005年に「認知症サポーターキャラバン」が開始された。その結果、2015年度末時点で約750万人を超える認知症サポーターが養成された。そして、さらなる知識向上をめざす学習会や実践活動に向けた実技演習等が自治体ごとに開催されている(特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク・全国キャラバンメイト連絡協議会, 2016)。さらに、2015年に策定された「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)は、団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すために「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」を施策の第一に掲げている。このように、認知症に対する誤解や偏見を解消し、たとえ自分が認知症になったとしても、安心して生活していける社会を実現していくことが重要であると考えられる。

1. 目的

以上を踏まえて、本研究は認知症に関する正しい知識の普及・啓発の推進に資する活動に着目した。活動に対しては、市民一人ひとりが主体的に接触していくことが重要と考えられることから、本研究では想定される活動内容について後述の7項目を設定し、その活動への接触状況について調査し実態を明らかにすることを目的とした。

特に想定される活動内容については、これまで実施されてきている認知症サポーター養成講座や講演会や勉強会、自己学習に加えて、認知症に関する話し合い、認知症になった場合についての話し合いを想定した。“話し合い”について調査したものは、家族介護者に対する“介護に関する話し合いや勉強会への参加経験”について検討したものがあがる(朴・遠藤・佐々木・時田・長嶋, 2007)、一般市民レベルにおいて、“家族同士で”または“友人、知人と”認知症について、また認知症になった場合について話し合いをすることについての報告は見当たらない。認知症について正しい知識を得ることに加えて、自分が認知症になることについて家族内や友人、知人と話し合いをすることは、認知症を自分のこととして考えることになり、この活動は認知症を社会で支えていく礎として重要であると考えられる。本研究では、これらの内容に対する接触状況を明らかにするために、まず日ごろから認知症高齢者と接する機会の多い介護従事者と福祉専門職をめざす社会福祉学部の学生を対象に実態調査を行った。

2. 方法

1) 調査協力者

長野県および愛知県に所在する介護保険事業所(12事業所)の介護従事者340名ならびに長野大学社会福祉学部学生(135名)であった。

2) 調査項目

基本属性について、年齢、性別に加えて、介護従事者に対しては、介護経験期間、所属する介護保険事業所種別、所持資格について回答を求めた。社会福祉学部学生に対しては、在籍年次の回答を求めた。「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」に資する活動内容については、「認知症に関する啓発活動の認知」、「認知症に関する講演会や勉強会への参加」、「認知症についての自己学習」、「自分の家族と認知症についての話し合い」、「家族が認知症に

なった場合についての、家族との話し合い」、「友人・知人が認知症になった場合についての話し合い」、「認知症サポーター養成講座の受講」の7項目とし、全ての項目に対して“あり”または“なし”の2件法で回答を求めた。

3) 手続き

介護保険事業所で実施した研修会（学生は授業時間内）において、研修実施前または後（または授業中）に、調査票を配布し、回答後厳封して回収した。調査票への回答に要した時間は約10分であった。調査実施期間は2014年10月～2015年1月であった。

4) 分析方法

まず介護従事者と社会福祉学部学生別に、基本属

性について単純集計をおこなった。つぎに「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」に資する活動内容(7項目)への回答について、“あり”“なし”別に集計を行った。社会福祉学部学生については、在籍年次別に集計を行った。

5) 倫理的配慮

「長野大学研究倫理規程」に基づき、調査票は無記名とし、本調査以外の目的で使用しないことを明記した。回答は電子情報化し、厳重に管理することも明記した。施設職員個人の結果についてはプライバシー保護のため、所属する介護保険事業所にフィードバックをしないことを説明し同意を得た。

表 1 介護従事者の基本属性の結果

平均年齢 ^{※1}	男性(87 名)	36.7 (10.4)
	女性(253 名)	42.3 (12.8)
	全体(340 名)	40.9 (12.5)
平均介護経験期間 ^{※2}	男性	71.1 (55.7)
	女性	94.6 (69.1)
	全体	88.6 (66.6)
事業所種別 ^{※3, ※4}	特別養護老人ホーム	161 (47.4)
	デイサービス	55 (16.2)
	老人保健施設	42 (12.4)
	グループホーム	33 (9.7)
	居宅介護支援事業所	22 (6.5)
	訪問介護事業所	16 (4.7)
	デイケア	8 (2.4)
	小規模多機能型居宅介護	3 (0.9)
所持資格 ^{※3, ※4}	介護福祉士	208 (61.2)
	社会福祉士	11 (3.2)
	介護支援専門員	51 (15.0)
	ホームヘルパー1級	7 (2.1)
	ホームヘルパー2級	132 (38.8)
	ホームヘルパー3級	3 (0.9)
	介護職員実務者研修	12 (3.5)
	介護職員初任者研修	19 (5.6)
	なし	25 (7.4)

※1 数値は実年齢(SD)を示す。

※2 数値は月数(SD)を示す。

※3 数値は人数(%)を示す。

※4 複数回答による。

表 2 社会福祉学部学生の基本属性の結果

平均年齢 ^{※1}	男性(72名)	20.1 (5.7)
	女性(63名)	19.4 (1.2)
	全体(135名)	19.8 (4.2)
在籍年次 ^{※2}	1年次	76 (56.3)
	2年次	28 (20.7)
	3年次	19 (14.1)
	4年次	12 (8.9)
	全体	135 (100)

※1 数値は実年齢(SD)を示す。

※2 数値は人数(%)を示す。

3. 結果

1) 基本属性の結果(表1および表2)

介護従事者について、全体の平均年齢は40.9歳(SD=12.5)、性別では男性35.7歳(SD=10.4)、女性42.3歳(SD=12.8)であった。平均介護経験期間は88.6か月(SD=66.6)であった。所属する介護保険事業所種別は特別養護老人ホームが161名(47.4%)と最も多く、ついでデイサービス55名(16.2%)、老人保健施設42名(12.4%)の順であった。所持資格については、介護福祉士208名(61.2%)ホームヘルパー2級132名(38.8%)、介護支援専門員51名(15.0%)という状況であった。社会福祉学部学生については、平均年齢は19.8歳(SD=4.2)であり、在籍年次別では1年次76名(56.3%)、2年次28名(20.7%)、3年次19名(14.1%)、4年次12名(8.9%)であった。

2) 「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」に資する活動内容の回答結果

(1) 介護従事者の結果(表3)

「認知症に関する啓発活動の認知」の“あり”回

答者は260名(76.5%)、“なし”回答者は78名(22.9%)であった。「認知症に関する講演会や勉強会への参加」の“あり”回答者は276名(81.2%)、“なし”回答者は62名(18.2%)であった。「認知症についての自己学習」の“あり”回答者は268名(78.8%)、“なし”回答者は69名(20.3%)であった。「自分の家族と認知症についての話し合い」の“あり”回答者は198名(58.2%)、“なし”回答者は141名(41.5%)であった。「家族が認知症になった場合についての、家族との話し合い」の“あり”回答者は154名(45.3%)、“なし”回答者は185名(54.4%)であった。「認知症になった場合について友人・知人との話し合い」の“あり”回答者は98名(28.8%)、“なし”回答者は239名(70.3%)であった。「認知症サポーター養成講座の受講」の“あり”回答者は60名(17.6%)、“なし”回答者は273名(80.3%)であった。

(2) 社会福祉学部学生の結果

① 「認知症に関する啓発活動の認知」

“あり”回答者は全体47名(35.1%)、“なし”回答者は87名(64.9%)であった。在籍年次別では、4年次において“あり”と“なし”は同数であったが、それ以外の年次では“なし”の方の割合が63.2~67.9%と高かった(表4)。

② 「認知症に関する講演会や勉強会への参加」

“あり”回答者は全体21名(15.6%)、“なし”回答者は114名(84.4%)であった。在籍年次別では、1年次~4年次において“なし”の割合が82.9~91.7%と高かった(表5)。

③ 「認知症についての自己学習」

“あり”回答者は全体67名(49.6%)、“なし”回答者は68名(50.4%)であった。在籍年次別では、

表 3 介護従事者における認知症の啓発活動にかかわる回答結果(n=340)

	あり	なし	未回答
認知症に関する啓発活動の認知	260 (76.5)	78 (22.9)	2 (0.6)
認知症に関する講演会や勉強会への参加	276 (81.2)	62 (18.2)	2 (0.6)
認知症についての自己学習	268 (78.8)	69 (20.3)	3 (0.9)
自分の家族と認知症についての話し合い	198 (58.2)	141 (41.5)	1 (0.3)
家族が認知症になった場合についての家族との、話し合い	154 (45.3)	185 (54.4)	1 (0.3)
認知症になった場合について友人・知人との話し合い	98 (28.8)	239 (70.3)	3 (0.9)
認知症サポーター養成講座の受講	60 (17.6)	273 (80.3)	7 (2.1)

※ 数値は人数(%)を示す。

表 4
社会福祉学部学生における在籍年次別の
認知症の啓発活動にかかわる回答結果
「認知症に関する啓発活動の認知」(n=134)

	あり	なし	合計
1年次	25 (33.3)	50 (66.7)	75 (100.0)
2年次	9 (32.1)	19 (67.9)	28 (100.0)
3年次	7 (36.8)	12 (63.2)	19 (100.0)
4年次	6 (50.0)	6 (50.0)	12 (100.0)
全体	47 (35.1)	87 (64.9)	134 (100.0)

※ 数値は人数(%)を示す。%は在籍年次別である。

表 7
社会福祉学部学生における在籍年次別の
認知症の啓発活動にかかわる回答結果
「自分の家族と認知症についての話し合い」(n=134)

	あり	なし	合計
1年次	33 (44.0)	42 (56.0)	75 (100.0)
2年次	11 (39.3)	17 (60.7)	28 (100.0)
3年次	11 (57.9)	8 (42.1)	19 (100.0)
4年次	4 (33.3)	8 (66.7)	12 (100.0)
全体	59 (44.0)	75 (56.0)	134 (100.0)

※ 数値は人数(%)を示す。%は在籍年次別である。

表 5
社会福祉学部学生における在籍年次別の
認知症の啓発活動にかかわる回答結果
「認知症に関する講演会や勉強会への参加」(n=135)

	あり	なし	合計
1年次	13 (17.1)	63 (82.9)	76 (100.0)
2年次	4 (14.3)	24 (85.7)	28 (100.0)
3年次	3 (15.8)	16 (84.2)	19 (100.0)
4年次	1 (8.3)	11 (91.7)	12 (100.0)
全体	21 (15.6)	114 (84.4)	135 (100.0)

※ 数値は人数(%)を示す。%は在籍年次別である。

表 8
社会福祉学部学生における在籍年次別の
認知症の啓発活動にかかわる回答結果
「家族が認知症になった場合についての、
家族との話し合い」(n=134)

	あり	なし	合計
1年次	30 (40.0)	45 (60.0)	75 (100.0)
2年次	7 (25.0)	21 (75.0)	28 (100.0)
3年次	10 (52.6)	9 (47.4)	19 (100.0)
4年次	4 (33.3)	8 (66.7)	12 (100.0)
全体	51 (38.1)	83 (61.9)	134 (100.0)

※ 数値は人数(%)を示す。%は在籍年次別である。

表 6
社会福祉学部学生における在籍年次別の
認知症の啓発活動にかかわる回答結果
「認知症についての自己学習」(n=135)

	あり	なし	合計
1年次	24 (31.6)	52 (68.4)	76 (100.0)
2年次	17 (60.7)	11 (39.3)	28 (100.0)
3年次	16 (84.2)	3 (15.8)	19 (100.0)
4年次	10 (83.3)	2 (16.7)	12 (100.0)
全体	67 (49.6)	68 (50.4)	135 (100.0)

※ 数値は人数(%)を示す。%は在籍年次別である。

1年次では“あり”31.6%、“なし”68.4%であったが、2年次～4年次では“あり”は60.7%～84.2%と、“なし”よりも割合が高かった。(表6)。

④「自分の家族と認知症についての話し合い」

“あり”回答者は全体59名(44.0%)、“なし”回答者は75名(56.0%)であった。在籍年次別では、3年次において“ある”は“なし”に比べて割合が高かったが、1年次、2年次および4年次では“なし”が56.0～66.7%と“あり”よりも割合が高かった。(表7)。

⑤「家族が認知症になった場合についての、家族との話し合い」

“あり”回答者は全体51名(38.1%)、“なし”回答者は83名(61.9%)であった。在籍年次別では、3年次において“あり”は“なし”に比べて若干割合が高かったが、1年次、2年次および4年次では“なし”が60.0～75.0%と“あり”よりも割合が高かった。(表8)。

⑥「認知症になった場合について友人・知人との話し合い」

表 9
社会福祉学部学生における在籍年次別の
認知症の啓発活動にかかわる回答結果
「認知症になった場合について
友人・知人との話し合い」(n=134)

	あり	なし	合計
1年次	7 (9.3)	68 (90.7)	75 (100.0)
2年次	2 (7.1)	26 (92.9)	28 (100.0)
3年次	2 (10.5)	17 (89.5)	19 (100.0)
4年次	1 (8.3)	11 (91.7)	12 (100.0)
全体	12 (9.0)	122 (91.0)	134 (100.0)

※ 数値は人数(%)を示す。%は在籍年次別である。

表 10
社会福祉学部学生における在籍年次別の
認知症の啓発活動にかかわる回答結果
「認知症サポーター養成講座の受講」(n=135)

	あり	なし	合計
1年次	5 (6.7)	71 (94.7)	76 (100.0)
2年次	2 (7.1)	26 (92.9)	28 (100.0)
3年次	1 (5.3)	18 (94.7)	19 (100.0)
4年次	0 (0.0)	12 (100.0)	12 (100.0)
全体	8 (5.9)	127 (94.1)	135 (100.0)

※ 数値は人数(%)を示す。%は在籍年次別である。

“あり”回答者は全体12名(9.0%)、“なし”回答者は122名(91.0%)であった。在籍年次別では、1年次～4年次において“あり”は7.1～10.5%と低く、“なし”は89.5～92.9%と高かった。(表9)。

⑦「認知症サポーター養成講座の受講」

“あり”回答者は全体8名(5.9%)、“なし”回答者は127名(94.1%)であった。在籍年次別では、1年次～4年次にかけて“なし”の割合が90%以上であった(表10)。

4. 考 察

認知症に関する正しい知識の普及・啓発の推進に資する活動に対する認知や接触状況について、介護従事者ならびに社会福祉学部学生を対象に検討を行った。

1) 調査協力者の代表性について

本研究における調査協力者の代表性について、介

護労働安定センターが毎年度実施する介護労働実態調査(回答者規模が1.8万人超の大規模サンプル)と比較した。平成27年度介護労働実態調査(介護労働安定センター, 2016)の「介護労働者の就業実態と就業意識調査」では、介護従事者の性比は1:3.20(男性:女性)、平均年齢は44.9歳であった。本研究の介護従事者の性比は1:2.91(男性:女性)、平均年齢は40.9歳であることから、性別および年齢において近似していることが考えられ、本研究において介護従事者サンプルに代表性があることが示唆された。社会福祉学部学生については、各在籍年次の全体(2014年時点)に占める割合は、1年次は57.6%であったが、2年次(25.2%)、3年次(15.8%)、4年次(10.4%)と低かった。この結果は、調査を実施した授業の履修者数に在籍年次の偏りがあったためであり、特に2～4年次は社会福祉学部における各在籍年次の代表性を有していないことが示唆された。そこで1年次を中心に考察していくこととした。

2) 「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」に資する活動内容の回答結果について

介護従事者では、「認知症に関する啓発活動の認知」、「認知症に関する講演会や勉強会への参加」、「認知症についての自己学習」は、それぞれ約80%が“あり”と回答したが、約20%が“なし”であり、介護従事者において少なからず無関心層があることが示唆された。一方で、「認知症サポーター養成講座の受講」については、“なし”が約80%と接触率が低かった。この理由として、認知症サポーター養成講座は一般市民向けの講座のため、開催時間が介護従事者の勤務時間と重複し講座への接触を阻んでいる可能性が考えられた。“認知症に関する話し合い、認知症になった場合についての話し合い”については、家族と話し合いをもった割合は約50～60%であり、介護従事者において、家庭内で認知症を話題にする機会、認知症になった場合を想定した話し合いをもつ機会が多くないことが考えられた。また、友人・知人との話し合いについても約70%が“なし”と回答していた。これらの結果から、介護従事者は家庭や地域における啓発の役割を担うことが期待されるため、話し合いの機会を増すような認識をもつこと、さらに話し合いをする際の情報提供のあり方や話題の進め方など運営上の工夫が必要と考えられる。

社会福祉学部学生では、特に1年次において、「認知症に関する啓発活動の認知」、「認知症に関する講

演会や勉強会への参加)、「認知症についての自己学習」および「認知症サポーター養成講座の受講」に対し“あり”の割合は高くなかった。また、“認知症に関する話し合い、認知症になった場合についての話し合い”については、家庭内では約40%の1年次学生が話し合いをもっていたが、友人・知人とは約90%と極めて少ないことが明らかとなった。この理由として、1年次であることから、諸活動に対する関心や意欲が醸成途上である可能性が考えられるが、社会福祉学部の学生として、わが国の現状において、社会福祉の多くを占める高齢者介護(特に認知症)に対する関心を醸成させ、諸活動に接触するような働きかけが必要であると考えられる。

5. 今後の課題

本研究では、介護従事者ならびに社会福祉学部学生の「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」に資する活動内容への認知や接触状況など実態が明らかとなった。しかしながら、本研究報告では、介護従事者と社会福祉学部学生のみを集計結果であった。このことから、若年層を中心に、より幅広い年代層についても実態について検討していく必要があると考えられる。

さらに、介護従事者ならびに社会福祉学部学生において、諸活動に対する認知や接触の機会を積極的に増やすような働きかけ等方策について検討をするとともに、普及・啓発に資する諸活動の内容について検証する必要があると考えられる。そのためには、諸活動の接触経験について効果測定をすることが重要である。この理由として、これまでに認知症サポーター養成講座をはじめとする啓発活動に対する効果についての検討(荒井・沖井・片山・兒玉, 2012)および効果測定指標についての検討(金・黒田, 2011)が極めて少ないことがあげられる。そこで、今後の検討課題として、効果測定指標を開発すること、そして今回用いた「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」に資する活動内容の項目について、さらに活動内容について具体的に精査するとともに、これらの活動への認知や接触の有無について、開発した効果測定指標を用いて比較検討することが必要である。

「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)の基本的な考え方を実現するためには、地域住民が認知症について正しく理解すること、そして認知症

を「他人事」としてとらえるのではなく、「自分事」としてとらえることが重要である。また認知症の人を「支えられる人」ととらえるのではなく、本人視点の具体的施策をどのように展開すれば地域で「共に暮らす人」ととらえることができるかを考えていくために、地域での普及・啓発活動の現状把握と評価を行うとともに、課題を抽出し今後のあり方を検討していく必要があると考えられる。

引用文献

- 内閣府『平成28年版 高齢社会白書』印刷通販株式会社、2016年
- 朝田隆『厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」平成23年度～24年度総合研究報告書』厚生労働省、2013年
- 長谷川和夫『認知症のケア』永井書房、2008年
- WHO. Dementia: A Public Health Priority, 2012
- 認知症介護研究・研修東京センター『新しい認知症介護 実践者編』中央法規、2006年
- 加藤伸司『認知症になるとなぜ「不可解な行動」をとるのか』河出書房新社、2005年
- 高齢者介護研究会「2015年の高齢者介護：高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/> 2016年12月10日アクセス
- 「痴呆」に替わる用語に関する検討会『「痴呆」に替わる用語に関する検討会報告書』厚生労働省、2004年
- 地域ケア政策ネットワーク・全国キャラバンメイト連絡協議会『平成27年度老人保健事業推進費等補助金「認知症サポーター等の資質向上に関する調査研究事業」報告書』、2016年
- 朴偉廷・遠藤忠・佐々木心彩・時田学・長嶋紀一「認知症高齢者を居宅で介護する家族介護者の主観的QOLに関する研究：“介護に関する話し合いや勉強会”への参加経験や参加に対する意思との関連性について」『厚生指針』第54巻第4号、2007年、21-28頁
- 介護労働安定センター「平成27年度 介護労働実態調査結果について：介護労働者の就業実態と就業意識調査」

http://www.kaigo-center.or.jp/report/h27_chousa_01.html 2016年12月10日アクセス

荒井佐和子・沖井明・片山禎夫・兒玉憲一「認知症に関する講義が学生の疾病への態度に与えた変化」『広島大学大学院心理臨床教育研究センター紀要』

第11号、2012年、33-38頁

金高間・黒田研二「認知症の人に対する態度に関連する要因：認知症に関する態度尺度と知識尺度の作成」『社会医学研究』第28巻、2011年、43-56頁

(研究ノート)

高速交通網整備による佐久平地域の地域活性化に関する一考察

A Study on Regional Revitalization of Sakudaira Area
by Improving High-Speed Transportation Network

藤本理弘*

Masahiro FUJIMOTO

1. はじめに

長野県の東信地域では、1993～1997年にかけて、上信越自動車道と北陸新幹線の2つの高速交通網が整備され、さらに2011年に中部横断自動車道の一部(旧佐久市内の区間のみ)が開通した。そして、2017年で北陸新幹線が開業してから20周年になる。

佐久平駅周辺地区は、これらの高速交通網の整備に伴って大きく変貌したことで知られている。田園地帯を再開発して大規模なショッピング街が生まれ、商業集積が形成されたことから、新幹線の開業を

きっかけとした地域開発の成功例として、新幹線誘致のための説明資料などにしばしば取り上げられている¹⁾。

一方、この変貌の背景には、佐久平地域を通過する高速交通網が、従来の幹線交通網とは大きく異なる経路で整備された点に注意しなければならない。すなわち、従来は幹線道路(国道18号)も幹線鉄道(信越本線)も、佐久市ではなく北側の小諸市を經由していたのに対し²⁾、高速交通網はいずれも佐久市を經由するように整備された(上信越自動車道は小諸

表1 東信地域の高速交通網整備時期における主な出来事

時 期	主 な 出 来 事
1993年 3月	上信越自動車道 藤岡JCT～佐久IC間開通、佐久平パーキングエリア開業
1993年	佐久インター周辺の大型小売店(カインズホーム等)が開業
1994年	佐久市による佐久平駅周辺地区の土地区画整理事業開始
1995年 11月	上信越自動車道 佐久IC～小諸IC間開通
1996年 11月	上信越自動車道 小諸IC～更埴JCT間開通、東部湯の丸サービスエリア開業
1997年 10月	北陸新幹線 高崎～長野間開業
1998年 2月	(参考) 長野オリンピック開催
1999年	佐久平駅周辺地区の大型小売店(イオン佐久平ショッピングセンター等)が開業
2002年	佐久市による佐久平駅周辺地区の土地区画整理事業完了
2011年 3月	中部横断自動車道(無料区間) 佐久南IC～佐久小諸JCT間開通

(出所) 鉄道建設・運輸整備支援機構(2008) p.63、各社ウェブサイトなどに基づき筆者まとめ。

*長野大学非常勤講師

表2 佐久平駅から主要市街地までの距離

地域・地点	距離	備考
佐久市役所(北中込)	3.5km	JR小海線沿線
佐久市(旧臼田町)	9.2km	JR小海線沿線
佐久市(旧浅科村)	5.3km	旧中山道沿線
佐久市(旧望月町)	9.2km	旧中山道沿線
小諸市	6.6km	JR小海線沿線
御代田町	6.4km	↑佐久平地域
東御市	15.1km	
立科町	13.3km	

注：距離は佐久平駅から市役所、市役所支所、町役場までの直線距離。

(出所) 筆者作成。

市も経由している)。佐久平駅周辺地区の変貌が、こうした交通網の変化に起因するものなのであれば、佐久平地域内の消費がこの地区に移転・集約しただけである可能性があり、地域全体ではさほど成長していないか、むしろ後退している可能性さえある。そのため、地域が活性化されたかどうかを判断するのは、佐久市のみではなく、地域全体の統計をもとに考察する必要があると考えられる。

そこで本稿では、東信地域に整備された高速交通網が、生活や産業の場としての佐久平地域全体としてどのような影響をもたらしたのかを明らかにしたい。

2. 定義及び先行研究

2.1 用語の定義

本稿では地域の範囲を特定するために、以下の用語を定義する。

1. 東信地域

佐久地域(2016年現在の小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡)及び上小地域(2016年現在の上田市、東御市、小県郡)を合わせた地域。

上小地域を分析対象に含めたのは、佐久平地域との比較の目安にするためである。

2. 佐久平地域

佐久平駅を中心とした半径10km以内に中心市街地

を持つ、佐久市、小諸市、北佐久郡御代田町³⁾の全域。3市町を合わせた面積は580.85km²、2015年の国勢調査人口は157,064人であり、上田市(面積552.04km²、同人口156,827人)とほぼ同じ規模であり、一つの経済圏として捉えるのに妥当な規模と言える。

3. 佐久平駅周辺地区

佐久市のうち、佐久平駅周辺の土地区画整理事業が行われた地区(佐久平駅北、佐久平駅南、佐久平駅東)、上記地域から佐久市・小諸市境(佐久北IC付近)までの国道141号沿い、及び佐久IC付近(岩村田北)の地区。

2.2 先行研究

この時期における東信地域や佐久平地域の開発については、いくつかの先行研究が存在する。そのほとんどが北陸新幹線(長野新幹線)の開通効果としての分析である。

佐貫(1998a,b)は長野新幹線における技術革新の効果と、それに伴う沿線各都市の人口、商業、工業などにおける波及効果、逆流効果を分析したものである。ただし、分析に使用している統計値がおおむね1985~95年と新幹線開通前の物であり、新幹線開通の効果については東海道新幹線などとの比較、所要時間短縮による長野市と松本市の都市力の変化、沿線各都市の状況から可能性を類推したものであり、実証的な分析は行っていない。

長野経済研究所(1998)は、長野県内の長野新幹線沿線地域に関する開業1年間の経済効果を、統計資料に基づき観光、商業、社会生活(住宅)について実証的に分析している。東信地域に関する部分についていえば、観光面において軽井沢における周遊観光拠点化(軽井沢に宿泊して長野県各地に旅行すること)、別所温泉(上田市)などで正の効果が出ている一方で、懐古園(小諸市)に負の影響が出ていることと、佐久市の宅地開発により新幹線通勤者を含む住宅販売が好調であること、軽井沢町においてリゾートマンションの販売が好調であることを指摘している。

鉄道建設・運輸整備支援機構(2008)も北陸新幹線全体を対象とする分析であるが、同様に東信地域についての記述に絞れば、商業小売面積については上田市が全国よりも高い伸び率、軽井沢町と佐久市は顕著な伸び率が見られたとし、小売業年間販売額

については、上田市などが減少する一方で、佐久市、軽井沢町については顕著な伸び率が見られたとしている（前掲p.39）。観光入込客数は、北陸新幹線開業後は軽井沢で横ばい、別所温泉でやや減少傾向としている（前掲p.45）。

佐久平駅については、「佐久平駅周辺整備事業は、市内人口の増加、商圏人口の増加、吸引率の増加など様々な効果を生み出している」（前掲p.64）、「街のコンセプト作りからはじまる行政等の取組みの結果、駅周辺60haに駅及び駅構内公共施設、駐車場、宿泊施設、商業施設、住居などがコンパクトにまとまった街づくりに成功したことが佐久平駅周辺開発の特徴といえる」（前掲p.65）として佐久平駅周辺地区の開発状況を高く評価している。

しかし、佐久平地域のうち小諸市や御代田町、佐久市のそれ以外の地域については、統計数値はおろか本文での言及もほとんどなく、経済活動空間としての「地域」への効果や影響を測定しようとしているものではない。また高速道路に関しても、新幹線の競合交通機関としての高速バスにしか言及がなく、これがまちづくりに与えた影響については全く評価していない。

鯉江（2011）は、長野新幹線を含む3新幹線の沿線データから、新幹線が地域経済にどのような影響を与えているかを統計の比較から検討している。その中で、人口、事業所、商業などの比較を行っている。特筆すべきは、佐久市と小諸市についての比較を行っていることで、佐久市と小諸市の商業における地位が逆転したことを挙げている。（鯉江（2011）p.70）

柴田（2016）は、北陸新幹線の沿線地域に関して人口、事業所、産業構造、商業、観光のそれぞれの側面について、様々な統計を引用して分析を行っている。そして小諸市については、「90年代には、多くの大型商店が進出していた小諸市であるが、（中略）小売業の事業所数の減少をきたし、他市町村から顧客を吸引するどころか、地元住民の需要すら賄えないほどに衰退し、佐久商圏に組み込まれた」（柴田（2016）p.31）と指摘している。ただ、佐久市、小諸市、軽井沢町に関する分析は対等であり、一体的な商圏としての分析は行っていない。

武者（2016）は、新幹線誘致や佐久平駅周辺地区の形成過程について、「中央と地方」「都市と農業」「計画と市場」という3つの分析軸から考察した研究である。どちらかと言えば新幹線による効果よりも、

都市建設と意思決定のプロセスについての研究であると言えよう。ただ、ここで「当初の構想では近隣住民向けの商店やサービス施設が集まるゾーンとされ、その後「ふるさと・佐久ゾーン」と名づけられた駅の北側一帯には、計画の意図に反してホテルやマンションが相次いで進出した」（前掲p.563）として、佐久平駅周辺地区に計画に反してマンションやホテルの進出が相次ぎ、ベッドタウンとしての性質を強めていったことを指摘している。

以上の観点から見ると、先行研究では(1)新幹線のインフラとしての既知の機能性に基づいて地域への影響を評価したもの（佐貫（1998a,b）、鉄道建設・運輸整備支援機構（2008））、(2)統計から新幹線による効果・影響を実証的に抽出しようとしたもの（長野経済研究所（1998）、鯉江（2011）、柴田（2016））、(3)近代都市の建設過程を明らかにしようとするもの（武者（2016））の観点から研究が行われてきたことが分かる。

ただし、東信地域では高速道路と新幹線の開通が近い時期に行われたため、統計値からどちらの影響かを特定できる条件は少なく、長野経済研究所（1998）のような観点からの研究でなければ一方の効果であることを特定できないといえる。

そして、いずれの先行研究でも分析の境界が市町村の境界で明確に区切られており、生活や産業の場としての地域全体への影響を測定しようとしている研究は見られなかった。

3. 東信地域の状況分析

ここでは統計データに基づき、東信地域の人口、事業所、商業についての各地域の傾向を、佐久平地域を中心に集計及び分析する。

なお、本章で示す統計値は、いずれも2016年時点での自治体の範囲を単位としている。すなわち、この時期に合併した自治体の場合は、合併前の各自治体の統計値を合算したものである。

3.1 人口に関する分析

表3は、高速交通網が整備される直前から25年間の東信地域における国勢調査人口の推移をまとめたものである。鯉江（2011）では、新幹線沿線の人口増加率が長野県全域よりも高いことが示されていたが（鯉江（2011）p.59）、東信地域全体で考えても長野県全域より人口増加率が高いことが分かる。ただ、

表3 東信地域の地域別人口推移

自治体・地域名	1990 (実数)	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2015 (実数)	増 減
長野県全域	2,156,627	100.0	101.7	102.7	101.8	99.8	97.3	2,098,804	▲57,823
軽井沢町	15,464	100.0	99.2	104.6	110.9	123.0	122.8	18,994	3,530
御代田町	11,895	100.0	105.7	112.8	118.7	123.9	127.7	15,184	3,289
小諸市	44,888	100.0	101.8	102.8	101.4	98.0	94.7	42,512	▲2,376
佐久市	95,625	100.0	102.3	104.6	105.1	105.2	103.9	99,368	3,743
佐久平地域	152,408	100.0	102.4	104.7	105.0	104.5	103.1	157,064	4,656
立科町	8,680	100.0	100.4	99.2	94.9	88.8	83.7	7,265	▲1,415
南佐久郡	31,338	100.0	99.4	97.8	92.5	88.4	82.0	25,693	▲5,645
(うち佐久穂町)	13,842	100.0	99.3	99.3	99.3	98.4	93.8	12,980	▲862
東御市	28,954	100.0	104.2	106.9	108.0	106.0	104.0	30,107	1,153
上田市	160,259	100.0	102.5	103.9	102.1	99.6	97.9	156,827	▲3,432
小県郡	12,988	100.0	99.2	98.1	93.0	87.7	80.9	10,509	▲2,479
東信地域全域	410,091	100.0	102.1	103.7	102.8	101.3	99.1	406,459	▲3,632

注：1990年と2015年は実数、その中間は1990年を100としたときの指数。

(出所) 国勢調査。

1990～2000年の数値を見ると、高速道路や新幹線の整備によって劇的な変化が起きたわけではないことが分かる。

人口の推移を見ると、人口が10%以上増加している地域（軽井沢町、御代田町）、人口がほぼ横ばいの地域（佐久平地域、東御市、上田市、佐久穂町）、人口が10%以上減少している地域（立科町、南佐久郡、小県郡）のおおむね3種類に分かれることがわかる。

地域全体でこの期間に人口が増加している自治体は、軽井沢町、御代田町、佐久市、東御市の4つであり、佐久平地域全体でも人口は増加している。ただし、佐久市単体でも、佐久平地域全体でも、人口は減少に転じている。それでも長野県全域や東信地域全域よりは減少が緩やかであると言える。

一方、郡部にある立科町、南佐久郡、小県郡は人口流出の勢いを増している。ただし、南佐久郡のうち佐久市に隣接する佐久穂町について見れば、人口減少が小諸市と同程度に留まっている。

柴田（2016）によれば、佐久平駅では定期券利用者が1/3を超えている（柴田（2016）p.11）。よって、佐久平地域はベッドタウン化が進んでいるために人口減少が緩やかであると考えられる。

3.2 事業所に関する分析

表4は東信地域の産業の様子を把握するために、高速交通網が整備される直前から23年間の従業者数の変化を示したものである。事業所数の統計もあるが、事業所数では長野県全域、東信地域、佐久平地域、ともほぼ同程度の比率であり、比較しても同程度である。事業所数は大型化や合併などで増減するものであるため、ここでは従業者数に基づいて状況を把握するものとする。

従業者数についても、長野県全域、東信地域全域、佐久平地域のいずれも推移に大差はない⁴⁾。もう少し詳細に見ると、この期間に増加している自治体は軽井沢町、御代田町、佐久市、東御市の4つであり、人口の場合と似た結果になっている。しかし、実数ベースの増加数には差があり、増加が著しいのは軽井沢町と東御市である。

佐久平地域の佐久市や御代田町はさほど増加しておらず、小諸市では従業者数が大きく減少していることから、佐久平地域全体で見ると全体的に減少していることが分かる。すなわち、佐久平地域では人口は増加しているのに従業者は減少しているので、佐久平地域に転入してくる人は地域の外に勤務する人の割合が高いことが分かる。これも、前述のベッドタウン化を裏付けるデータであると言えよう。

表4 東信地域の事業所の従業者数

自治体・地域名	1991 (実数)	1991	1996	2001	2006	2009	2014	2014 (実数)	増 減
長野県全域	1,058,958	100.0	104.6	101.8	95.2	100.2	97.7	1,034,094	▲24,864
軽井沢町	10,168	100.0	98.9	109.3	116.5	135.8	128.4	13,055	2,887
御代田町	5,654	100.0	117.0	116.7	112.4	110.2	117.7	6,652	998
小諸市	22,373	100.0	101.0	92.9	85.1	93.2	89.4	19,995	▲2,378
佐久市	44,533	100.0	100.0	101.2	99.7	101.7	101.5	45,182	649
佐久平地域	72,560	100.0	101.6	99.8	96.2	99.7	99.0	71,829	▲731
南佐久郡	10,761	100.0	97.1	98.5	83.5	86.6	79.3	8,533	▲2,228
立科町	3,339	100.0	102.8	106.2	99.2	99.0	93.2	3,112	▲227
東御市	11,908	100.0	115.3	106.9	102.3	117.4	118.3	14,091	2,183
上田市	83,210	100.0	101.2	96.6	93.6	94.7	92.1	76,618	▲6,592
小県郡	4,619	100.0	98.3	96.5	88.2	87.6	85.3	3,940	▲679
東信地域全域	196,565	100.0	101.8	99.3	95.7	99.5	97.3	191,178	▲5,387

注：1991年と2014年は実数、その中間は1991年を100としたときの指数。年は等間隔ではない。

(出所) 事業所・企業統計調査 (1991～2006年)、経済センサス基礎調査 (2009、2014年)。

小諸市、南佐久郡、小県郡は従業者数の減少も多く、産業の拠点としての機能が低下し続けていることが分かる。実数で見れば上田市も大きく減少していることが分かる。

以上のことから、高速交通網の整備の時期に大きく従業者を伸ばしたのは、軽井沢町と東御市であり、佐久平地域は佐久市や御代田町を含め、あまり大きく従業者を伸ばしておらず、この地域のベッドタウン化が進んでいるものと考えられる。

3.3 商業に関する分析

冒頭で示したように、佐久平駅周辺地区に大きな商業集積が誕生したことが、地域全体で見ればどのようなインパクトがあったのかを調べるために、商業統計に基づいて調べてみよう。

まず、小売業の年間商品売上高を図1に示した。うち、佐久平地域は積み上げ面グラフを用いて、合計値が分かるようにしてある。

佐久平地域の小売年間商品売上高は1997年がピークで、その後は低下している。佐久市単体で見ても、2002年がピークでその後は下落傾向にある。

佐久平地域と都市圏規模が近い上田市でも、商品売上高は減少傾向にあったが、2014年には大きく回復している。これは、この時期に上田市においてショッピングセンター「アリオ上田」が開業したた

めであると考えられる。どちらの地域においても、高速交通網の整備によって商業が活発化したとはいえない状況であると言えよう。

軽井沢町と東御市は期間を通じて伸びている。ここで、軽井沢町については新幹線が開通した1997年以降の伸びが大きくなっており、新幹線開業の効果が想定できる⁵⁾。東御市については、伸び始めた期間における統計値が算出できなかったため、伸びた要因が特定しにくい。東御市には上信越自動車道のインターチェンジがあるものの、新幹線の駅は設置されていないため、高速道路の整備による影響が強いと考えられる。

佐久市の周辺の市町村について、もう少し詳しくみてみよう (図2)。人口が増加している御代田町については特に大きな変化が見られず、1999年をピークに下落傾向に転じている。その他、佐久穂町や立科町は下落傾向にあるものの、佐久平駅周辺区域からの影響は特に見られなかった。

なお、佐久平駅周辺地区において大型ショッピングセンターの開業が相次いだ1999年において、佐久市単体の年間商品売上高は少し増加しているものの、佐久平地域全体ではむしろ減少していることに注目したい。すなわち、大型ショッピングセンターが開業しても、佐久平地域の外にまで商圏が拡大された訳ではなく、佐久平地域内での消費場所が再配置さ

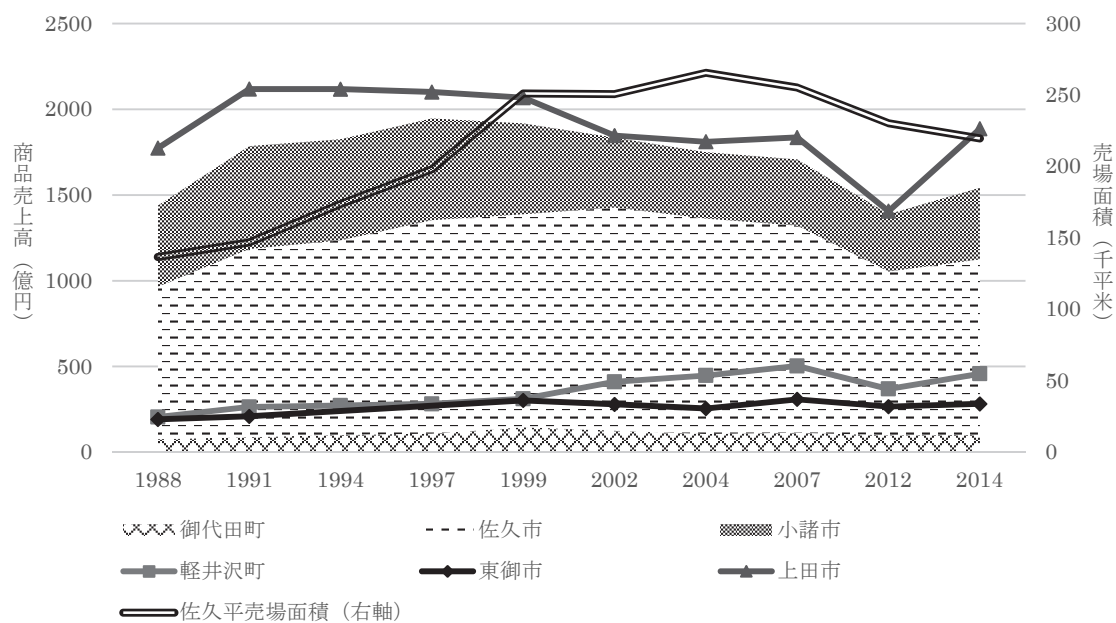


図1 小売年間商品売上高

注：東御市の1994、1997年、佐久穂町の1991～1997年のデータは、合併前町村の値の一部が非公開になっているため算出していない。調査年の関係で、年は等間隔ではない。
 (出所) 商業統計、経済センサス基礎調査 (2012年のみ)

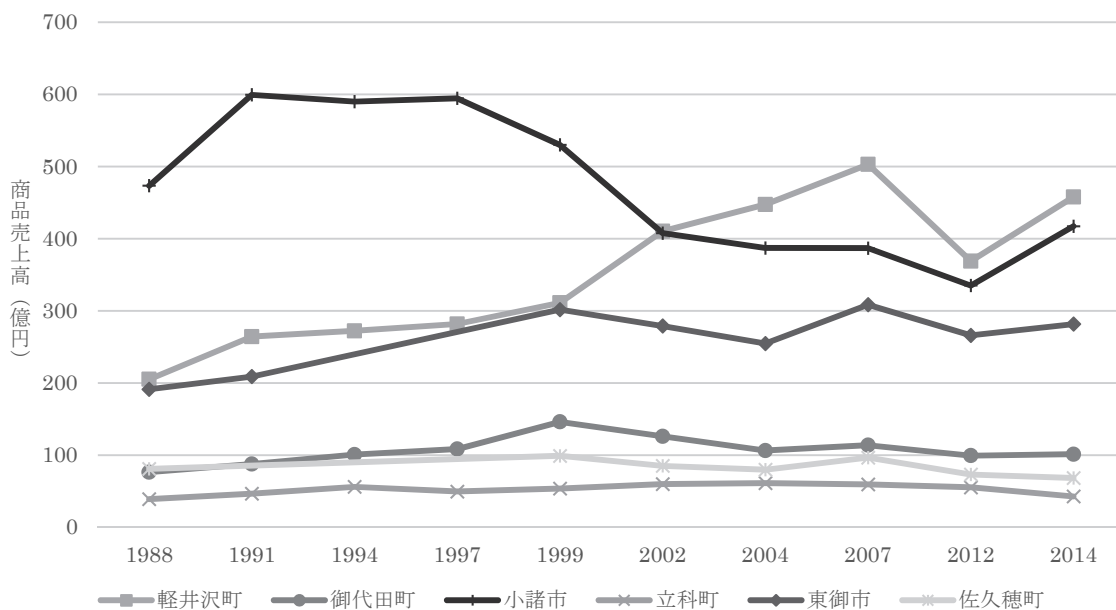


図2 佐久市隣接市町村別小売年間商品売上高

注・出所は図1と同じ。

表5 売場面積あたり年間商品売上高 (万円/㎡)

自治体・地域名	1988	1991	1994	1997	1999	2002	2004	2007	2012	2014
軽井沢町	128.9	132.1	135.3	93.9	82.8	82.9	93.6	97.4	93.3	104.1
御代田町	110.7	121.4	86.5	91.6	109.0	87.8	66.3	85.6	88.2	83.8
小諸市	113.1	134.3	110.2	105.4	85.9	73.4	60.4	62.7	68.5	81.0
佐久市	101.2	115.7	104.6	95.9	70.5	72.0	67.7	67.0	56.1	65.6
佐久平地域	105.4	121.6	105.1	98.4	76.4	73.2	65.9	66.9	60.3	70.2
立科町	69.6	83.6	93.8	73.9	72.3	58.9	61.7	58.5	69.8	61.6
南佐久郡			115.9	84.4	83.9	79.8		87.4	60.1	88.9
東御市	107.3	126.3			114.8	64.3	69.5	79.1	77.5	83.2
上田市	114.8	127.8	110.4	98.1	92.4	72.2	74.5	66.0	61.8	78.1
小県郡				78.9	80.4	69.1		52.9	53.7	71.6

注：空欄は合併前町村の値の一部が非公開になっているため算出していない。

(出所) 商業統計、経済センサス基礎調査 (2012年のみ)。

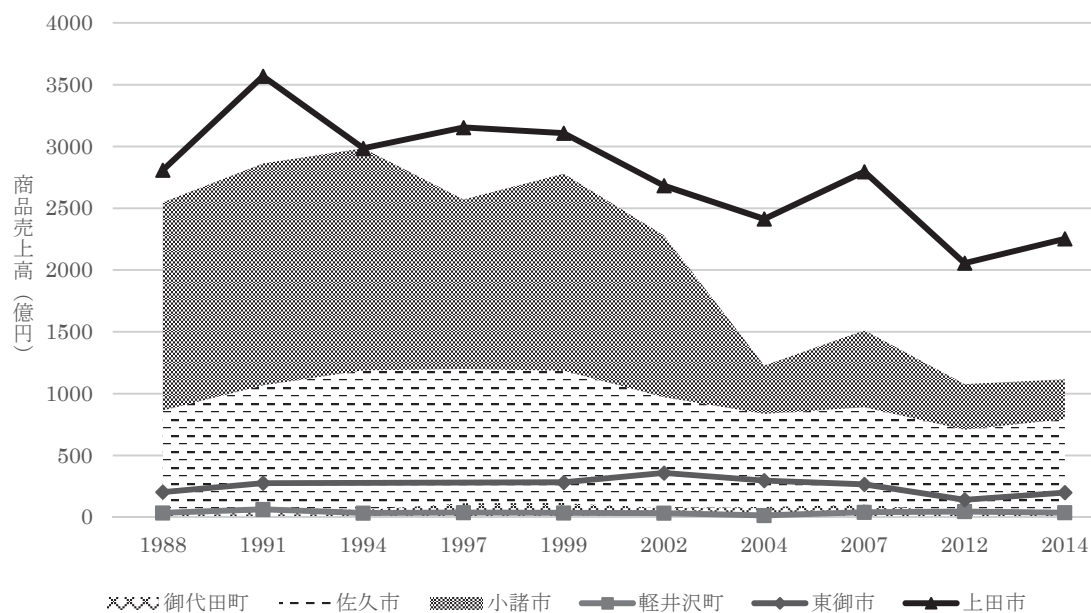


図3 卸売年間商品売上高

注・出所は図1と同じ。

れたに過ぎないということが分かる。

表5は小売業の売場面積当たりの年間商品売上高を算出したものである。佐久市は1999年頃から、売場面積当たりの年間商品売上高が、東信地域内でも

特に低くなっていることが分かる。結果的に、佐久平地域の売場面積当たり年間商品売上高も、他の市町村より低くなっており、店舗の規模が売上高と比べて過大になっている可能性もある。

次に、卸売業の年間売上高を見てみよう(図3)。卸売業においては、佐久平地域の年間売上高は1999年以降急激に下落しており、最盛期(1994年)の4割未達まで下落している。内訳を見ると、小諸市や御代田町はピーク時の2割未達まで下落しており、佐久市は他の市と同程度の下落傾向である。小売業とは異なり、小諸市の下落分が佐久市に代替された訳ではなく、そのまま地域から卸売業が流出している状況である。

上田市、東御市、軽井沢町では、いずれも2014年の売上高がピーク時の約6割であることを考えると、佐久平地域の卸売業の低下ぶりは東信地域内でも特異である。卸売業の充実、ビジネスの拠点としての機能の高さを示すとも考えられるため、佐久平地域はビジネスの拠点としての機能が従来よりも低下していると考えられる。

3.4 考察

以上のような統計に基づく、佐久平地域については以下のような性質が見えてくる。

まず、人口や事業所における従業者数から、地域内における従業者の割に人口の増加が多い傾向があることが分かった。上田市と実数ベースで比較した場合、2014年時点で佐久平地域は上田市よりも人口が多いにもかかわらず、従業者は佐久平地域の方が少ない。このことから、佐久平地域が新幹線通勤などを利用したベッドタウンとしての性格を強めていることが考えられる。これは長野経済研究所(1998) p.48や柴田(2016) p.11の見解とも整合している。

一方、商業の動向を見ると、佐久平駅周辺地域に大型店舗が進出したにもかかわらず、佐久平地域の小売年間商品売上高はあまり伸びておらず、小売売場面積当たりのパフォーマンスはあまり高くないことが分かった。それに、佐久平駅周辺地域の大型店舗はナショナルブランドや県外資本の店舗が中心であり、佐久平地域としての独自性は弱い。

そして、もともと小諸市を中心に立地していた佐久平地域の卸売業は、小諸市の商業的における地位の低下とともに大幅に縮小しているが、佐久市はその分の受け皿として機能していないことも分かった。

このことから、佐久平地域の商業にはまだ課題が多く、商業の面からは地域活性化しているとはいえない状況であると考えられる。ただし、佐久平駅周辺地域に大型店舗が進出することにより、地域外

に消費が逃げることを防ぐことができたと捉えることもでき、地域活性化に対して何も貢献をしていないというわけではないと考えられる。

なお、東信地域全体を通してみると、新幹線の停車駅がある軽井沢町、佐久市、上田市のうち軽井沢町の成長が顕著であるほか、それぞれの中間に所在する御代田町や東御市の成長ぶりが目立つことが興味深い。

4. おわりに

日本が既に人口減少局面に入った状況下で、地方都市がベッドタウン・消費都市としての性格を強めていくことには懸念もある。人口が減少すれば、通勤先から距離が遠いベッドタウンは、地域間競争において不利な立場になりやすいし、消費がナショナルブランドの大型店舗を中心としたものになれば、新たな消費文化も生まれにくい。

藤本(2016)は、地域活性化のためには地域の選択を促す情報が役割を果たすことが重要であり、そのためには、地域において独自性の高い情報を生産し続ける仕組みを作ることが重要であると指摘している(藤本(2016) p.62)。現在の佐久平地域の傾向を見る限り、このような動きはまだ弱いようだ。

一方、佐久平地域は中部横断自動車道によって、高速交通ネットワークのハブになる可能性が残されている。その時にハブとして選ばれる地域になれるかどうかは、これからの佐久平地域全体の地域づくりにかかっていると見えよう。

注

- 1) 代表的な例として、九州新幹線西九州ルートの説明資料(佐賀県ウェブサイト内、<http://www.pref.saga.lg.jp/shinkansen/kiji0039663/index.html>)や、四国鉄道活性化促進期成会のパンフレット(香川県ウェブサイト内、http://www.pref.kagawa.jp/kotsu/shikoku_shinkansen/pamphlet_pdf/shikokushinkansen_pamphlet.pdf)などがある。
- 2) 江戸時代の中山道は佐久平駅付近の岩村田を経由しているが、江戸時代の北国街道が国道18号とほぼ同じ経路を経由している。
- 3) 北佐久郡御代田町を佐久平地域に含めるかどうか

かは議論の余地がある。北陸新幹線と在来線を利用して御代田町にアクセスする場合は、佐久平駅よりも隣接する軽井沢駅を利用したほうが便利だからである。ただ、御代田町と軽井沢駅の間は直線距離で約11.6kmであり、市街地は連続していない。一方、御代田町と佐久平駅の間は約6.3kmと約半分の距離であり、しかも御代田町と佐久平(岩村田)との間は旧中山道沿いに市街地が連続している。その観点から、本稿では御代田町を佐久平地域に含めている。

- 4) 1996年は差がみられるが、これはオリンピックなどの特需によるものと考えられる。
- 5) 軽井沢町については、北陸新幹線の軽井沢駅が市街地に設置されているのに対し、上信越自動車道の碓氷軽井沢インターチェンジは、県境を超えた群馬県内に設置されているため、北陸新幹線に比べて上信越自動車道開通の影響が弱かったと考えられる。

参考文献

- 鯉江康正「新幹線整備が地域経済に与えた影響事例」『地域研究：長岡大学地域研究センター年報』11、2011年、51-83頁
- 佐貫利雄a「長野新幹線の開発効果—技術革新効果と沿線都市へのインパクト効果(前編)」『運輸と経済』58(6)、1998年、31-37頁
- 佐貫利雄b「長野新幹線の開発効果—技術革新効果と沿線都市へのインパクト効果(後編)」『運輸と経済』58(7)、1998年、51-59頁
- 柴田弘捷「北陸新幹線の開通と沿線地域の変容：長野新幹線開通後の15年」『専修大学社会科学研究所月報』630・631、2016年、7-41頁
- (独)鉄道建設・運輸整備支援機構『北陸新幹線(高崎・長野間)事業に関する事後評価対応方針』、2008年、<http://www.jrnt.go.jp/01Organization/org/pdf/jk19-6-2.pdf>、2016年12月24日閲覧
- (財)長野経済研究所「新幹線が誘発した地域構造変革の兆し—長野新幹線開業後1年間の影響実態」『地銀協月報』(462)、1998年、40-50頁
- 藤本理弘「地域活性化活動における情報価値評価の試み」『長野大学紀要』37-3、2016年、59-65頁
- 武者忠彦「新幹線建設と近代都市「佐久平」の形成：都市計画をめぐる3つの分析軸」東京地学協会『地学雑誌』125-4、2016年、545-566頁

長野大学紀要編集規程

(名称および発行)

第1条 本誌を「長野大学紀要」(以下「本紀要」という。)と称し、年4回発行することを原則とする。

(目的)

第2条 長野大学において教員が行っている研究および本学で実施された共同研究や受託研究の成果を学内外に紹介し、長野大学の教育・研究活動の活性化に寄与することを目的とする。

(編集委員会)

第3条 長野大学図書館運営委員会のもとに、長野大学紀要編集委員会(以下「編集委員会」という。)を置く。編集委員会委員長は図書館運営委員会委員長が兼ねる。

2 本紀要の原稿の募集・編集は編集委員会が行う。

(投稿資格)

第4条 投稿できる者は原則として本学の専任教員、客員教員、名誉教授とする。ただし、本学の非常勤講師等も投稿することができる。

2 本学の教員と共同研究を行う者。

3 本学学生・研究生等は、投稿資格を有する教員等が共著者である場合は投稿を認める。

4 その他編集委員会が認めたもの。

(投稿原稿)

第5条 本紀要に掲載する原稿は他に未発表のものに限り、種類は次の各号に掲げるものとする。

(1) 論文

(2) 研究ノート

(3) 書評

(4) その他の編集委員会の認めたもの

(研究倫理の遵守)

第6条 本紀要に投稿する原稿は、長野大学研究倫理規程に則ったものであること。

(点検)

第7条 本紀要に掲載される論文等の水準を維持するために、編集委員会が点検を行う。場合によっては編集委員以外の者の意見を聞くことがある。

2 編集委員会は点検の結果に基づき、原稿の内容について執筆者に修正を求めることがある。

3 点検についての詳細は別に定める。

(掲載の可否)

第8条 編集委員会は点検結果に基づき、投稿原稿の掲載の可否を決定する。

(著作権)

第9条 本紀要に掲載された論文等の著作権の取り扱いは、以下のとおりとする。

(1) 著作権は著者に帰属する。

(2) 著者は著作物の複製権と公衆送信権の行使を大学に委託する。

(3) 本紀要に記載された論文の全部あるいは大部分を他の著作物に利用する場合には、その旨を編集委員会に申し出るとともに、出典を明記すること。また、一部分を利用する場合にも、文献あるいは図説の下に出典を明記すること。

(論文等のネットワーク上での公開)

第10条 本紀要に掲載された論文等は、原則として電子化し、長野大学ホームページ等を通じてネットワーク上に公開する。

2 公開を希望しない場合は、寄稿申込時に所定の手続きにより、公開を拒否することができる。

(配布)

第11条 発行された紀要は専任教員、客員教員、名誉教授および非常勤講師等へ配布する。

(抜刷)

第12条 執筆者には抜刷50部を配布する。ただし、50部をこえる分については執筆者がその費用を負担するものとする。

(執筆要領)

第13条 原稿は別に定める執筆要領にしたがうこととする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、全学教授会の意見を聴き、学長が行う。

附則

本規程は平成 5年7月1日から施行する。

本規程は平成17年4月1日から施行する。

本規程は平成23年4月1日から施行する。

本規程は平成27年4月1日から施行する。

本規程は平成28年4月1日から施行する。

編集委員会

委員長 京谷 栄二

委員 高木 潤野、高橋 一秋、高橋 大輔

塚頼 進、望月 宏祐

2017年3月31日 発行

長野大学紀要 第38巻第3号(通巻第138号)

編集 長野大学紀要編集委員会

発行所 長野大学

長野県上田市下之郷 658-1

TEL (0268)39-0005

印刷 田口印刷株式会社

上田市殿城 425-1

TEL (0268)22-0680

BULLETIN OF NAGANO UNIVERSITY

Vol.38, No.3, March 2017

CONTENTS

Articles

- Actual Conditions and Changes of Pupils at Special Schools for Children
with Physical Disabilities from 1964 to 1979
Takahito TANNO 1
- How was the Social Work Connected with Education? :
The Analysis on Enlightenment and Social Education in Precedent Studies
Yukiko NOGUCHI 9
- Questions about the Evaluations of Indigenous Farming Methods in the History of Japan's Modern
Agriculture (2) : The Case of Kiyoshi Kurosawa
Mutsumi FURUTA & Toshiyuki SHIMOSATO 21

Research Notes

- A Preliminary Study on Promoting the Public Knowledge and Understanding of Dementia
Kimiko KAYATSU & Tadashi ENDO 31
- A Study on Regional Revitalization of Sakudaira Area by Improving High-Speed
Transportation Network
Masahiro FUJIMOTO 39